# 我が国の文化行政

平成16年度 文化 庁

# 我が国の文化行政

〔 目	次〕
文化庁長官あいさつ	文化財の保存と活用 47
文化庁シンボルマーク	(1)文化財の保護の仕組み / 47
	(2)文化財分野における国際交流・協力の推進/60
文化を大切にする社会の	英佐华の伊莱尼廷田 (7)
構築に向けて <i>1</i>	著作権の保護と活用 65
(1)文化庁の組織 / 1	(1) 平成15年著作権法の一部を改正する法律の
(2)文化をめぐる諸状況 / 2	概要 / 65
(3)文化庁予算の充実/5	(2)「知的財産立国」の実現を目指した
(4)文化芸術振興基本法/9	著作権施策 / 65 (3) 平成16年著作権法の一部を改正する法律の
(5)文化芸術の振興に関する基本的な方針 / 10	概要 / 67
(6)文化関係の税制 / 11	100.至7-07
(7)文化関係の融資制度 / 13	国語に関する施策の推進 68
<ul><li>(8)文化審議会 / 14</li><li>(9)各文化芸術活動への支援の概要 / 17</li></ul>	(1) 国語施策の推進 / 68
(8)百文化云州泊勤への文抜の城安/17	(2)外国人等に対する日本語教育の推進 / 68
芸術創造活動の推進 <i>19</i>	
(1)オペラ,バレエ,演劇等の重点支援による	国際文化交流の推進 70
最高水準の芸術の創造 / 20	(1)文化庁と国際文化交流 / 70
(2)舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催 / 21	(2)文化庁の国際文化交流・協力事業の概要 / 76
(3)「日本映画・映像」振興プランの推進 / 22	
(4)世界に羽ばたく新進芸術家の養成 / 25	文化の情報化の推進 80
(5)芸術祭の開催 / 26	
(6)芸術家等の顕彰 / 27	国立文化施設等 83
(7)芸術文化振興基金/28	(1)国立劇場 / 83
(8)企業等による文化芸術活動への支援 / 29	(2)新国立劇場/84
	(3)国立美術館・博物館 / 85
地域における文化の振興 <i>34</i>	(4)研究所 / 89
(1)地域における伝統文化の継承・発展の支援/35	(5)新たな国立文化施設の整備 / 90
(2) 芸術情報の発信拠点の整備 / 36	アイヌ文化の振興 <i>92</i>
(3) こどもの文化芸術体験活動の推進 / 37	
<ul><li>(4)国民の芸術文化活動への参加の奨励/39</li><li>(5)美術館・歴史博物館の振興/41</li></ul>	宗教法人と宗務行政 93
(6)芸術文化活動を支える人材の育成/43	(1) 宗教法人制度の概要 / 93
(7) 文化ボランティアの推進 / 44	(2) 宗務行政の推進 / 94

(8) 関西元気文化圏等 / 45

# はじめに



文化庁長官 河 合 隼 雄

平成13年末に文化芸術振興基本法が成立し、平成14年12月には、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この方針は、今後おおむね5年間を見通した国の文化芸術の振興の基本指針であり、これに基づいて各施策を着実に実施してまいりたいと考えています。

私は、これまで、日本人は経済に心がいきすぎていたと思いますが、これからは、もっと文化芸術に関心を持ち、それにより元気になってほしいと思います。皆さんが様々な形で文化芸術に力を注いでいくことは、一人一人の心の豊かさや自信の回復ばかりでなく、経済の面でもよい影響を与えることになると思います。

各地域では、様々な素晴らしい文化芸術があります。皆さんがこれらに誇り をもち、活かしていただけたらと願っています。

文化庁では、芸術創造活動の推進、地域の文化の振興、文化財の保存と活用、 国際文化交流の推進、文化ボランティアの推進など、文化行政の新たな展開を 図りながら、我が国の「文化力」の向上を目指してまいります。

本冊子を通じて、皆様に文化行政に対する御理解を深めていただくとともに、 皆様の文化芸術活動に役立っていただければ幸いに存じます。

## 文化庁シンボルマーク



わかりやすく親しみのあるイメージを活用し,文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに,文化施策を広く内外に印象づけるため,平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは,一般公募により応募された作品527件(応募者数221名)の中から文化庁内において選考を重ね,決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で,「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし,芸術文化を創造し,伝統文化を保存・伝承していく人の姿(文化庁)・広がりを表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

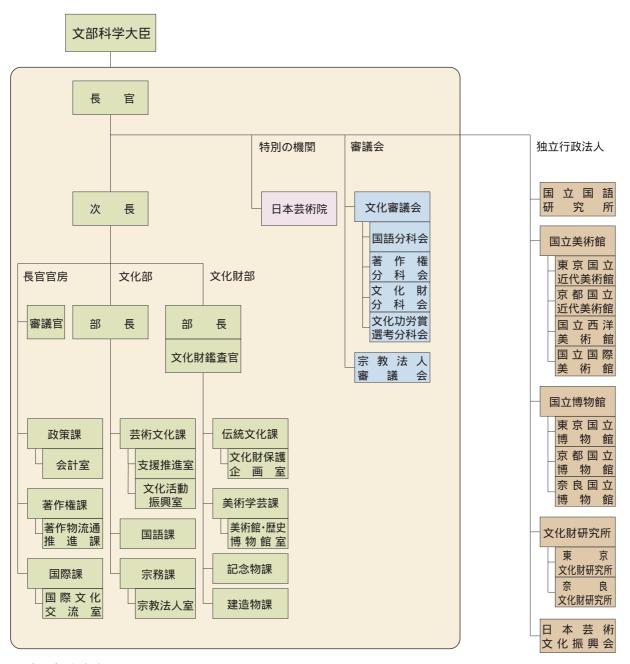
文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに, 封筒,各種パンフレットなどにおいて表示することにより,文化を大切にす る社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永くご愛 用いただきますよう,よろしくお願いします。

# 文化を大切にする社会の構築に向けて

#### \_\_\_\_\_\_ (1)文化庁の組織

文化庁は,昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。現在, 文化庁は,次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに,宗教法人に 関する事務を行っています。

文化庁の組織(平成16年4月1日現在)



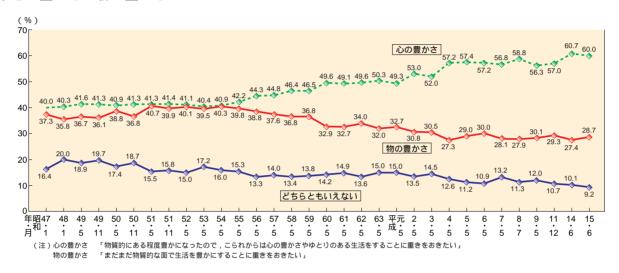
平成16年度末定員236人

## (2) 文化をめぐる諸状況

## 求められる心の豊かさ

産業、雇用、科学技術など社会のあらゆる分野で急速かつ激しい変化が起こっている中で、国民の 多くは小の豊かさをもとめています。真に心の豊さを実感できるようにするためには、人々にゆとり と潤いをもたらす文化の果たすべき役割は大きいと言えます。

#### ◆心の豊かさ・物の豊かさ



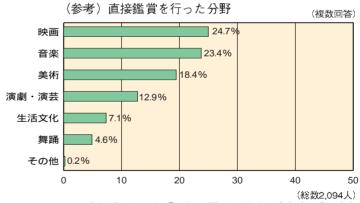
(資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

## 我が国の文化活動の状況

劇場、映画館や博物館・美術館などでの芸術文化の鑑賞活動や、芸術文化の創作活動など、 国民の文化活動が活発に行われています。

## ◆直接芸術文化の鑑賞を行った人の割合

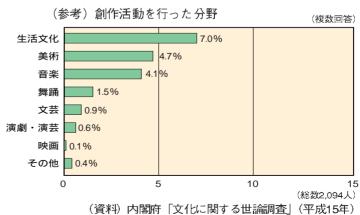
平成 15年 内閣府「文化に関する世論調査」 50.9%



(資料) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成15年)

## ◆芸術文化の創作活動を行った人の割合

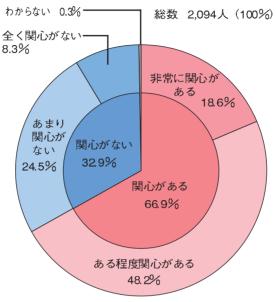
平成 15年 内閣府「文化に関する世論調査」 16.4%



## 伝統文化の見直し、再発見

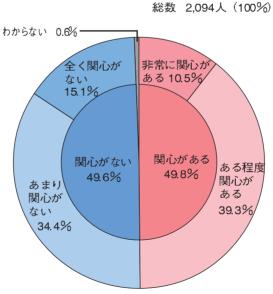
古墳、古い神社仏閣、歴史的町並みなどに関心のある人は約7割、また、神楽などの伝統的な民族 芸能や地域の祭りに関心のある人は約5割となっており、多くの人々が地域での伝統文化への関心を 有しています。

## ◆古墳、古い神社仏閣などの有形文化財への関心



(資料) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成15年)

## ◆神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りなどの伝統芸能への関心



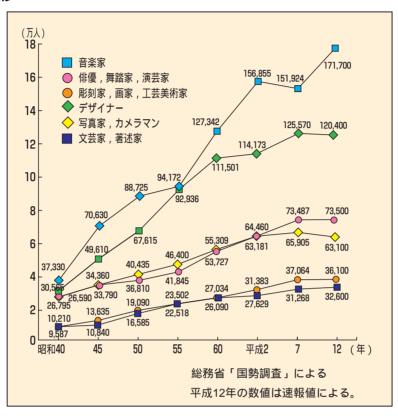
(資料) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成15年)

(注) 結果数値(%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

## 芸術家人口の推移、文化施設数の推移

芸術文化関係の活動を職業とする芸術家の人口は増加傾向にあります。文化施設については、文化会館、博物館、美術館の数が、平成11年度には昭和62年度の2倍を越えるなど増加しています。

## ◆芸術家人口の推移



## ◆文化施設数の推移

区分	文化会館	図書館	公民館 (類似施設を含む)	博物館 (類似施設を含む)	左の博物館の うち美術館
平成2年度	1,010 ( 934 )	1,950	17,931	2,968	498
平成5年度	1,261 (1,116)	2,172	18,339	3,704	651
平成8年度	1,549 (1,403)	2,396	18,545	4,507	854
平成11年度	1,751 (1,587)	2,593	19,063	5,109	987
平成14年度	1,832 (1,677)	2,742	18,819	5,363	1,034

- (注)1 文化会館の()内は公立の数であり、昭和62年度の文化会館は、公立のみである。
  - 2 私立文化会館の回収率(推定)は84.2%である。
- (資料) 文部科学省「社会教育調査」

## (3) 文化庁予算の充実

## 文化庁予算の内容と推移

平成16年度の文化庁予算については、厳しい財政状況の下ではありますが、前年度に比べ、約13億円増の1,016億円(1.3%増)を計上しています。10年前の平成6年度の文化庁予算は596億円でしたので、この10年間で1.7倍になったことになります。

予算の主な内容としては、「日本映画・映像」振興プランをはじめとする文化芸術創造活動に対する支援など、文化芸術立国プロジェクトを推進するとともに、文化財の次世代への継承と国際協力の推進、文化芸術振興のための文化拠点の充実など、心豊かで元気のある社会を実現するための「文化力」の向上を図ることとしています。

このほか,芸術文化振興基金約642億円の運用益により,芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

## 平成16年度文化庁予算の概要〈心豊かで元気のある社会を実現するための「文化力」の向上〉

総表 (単位:百万円)

□ △	√ △ 前年度予算額		対 前 年 度			
区分	(当 初)	予算額	増 減 額	伸 率		
文 化 庁	100,333	101,593	1,260	1.3	%	

主な内容 (単位:百万円)

			(+12.11)
事項	前年度予算額	16年度予算額	比較増減
文化芸術立国プロジェクトの推進	22,127	22,131	4
文化芸術創造プランの推進	20,196	20,208	12
オペラ,バレエ,演劇等の重点支援に	10,112	9,875	237
よる最高水準の芸術の創造 ア.最高水準の舞台芸術公演・ 伝統芸能等への重点支援	7,573	7,671	98
イ・舞台芸術の国際フェスティバルの開催	674	339	335
ウ.優れた芸術の国際交流	1,865	1,865	0
「日本映画・映像」振興プランの推進	1,867	2,501	634
世界に羽ばたく新進芸術家の養成	2,777	2,658	119
こどもの文化芸術体験活動の推進	5,440	5,174	226
「日本文化の魅力」発見・発信プランの推進	1,931	1,923	8
個性と魅力ある地域文化等の発見と 発信構想の推進	1,264	1,265	1
日本文化の発信による国際文化交流の推進	667	658	9
文化財の次世代への継承と国際協力の推進	33,014	33,241	227
文化財の保存整備・活用	33,014	33,101	87
文化財の国際協力の推進	0	140	140
文化芸術振興のための文化拠点の充実	36,245	38,387	2,142
新たな文化拠点等の整備 国立新美術館 , 九州国立博物館( 仮称 )等	12,300	14,205	1,905

23.945

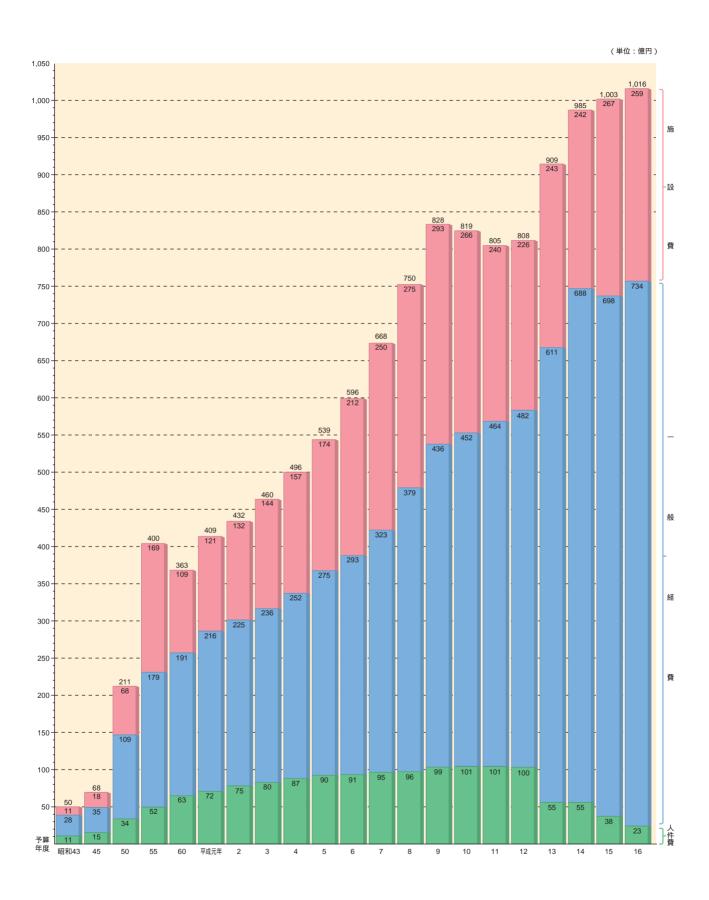
24,182

主なものである。

美術館・博物館等活動の推進

237

## ◆文化庁予算の推移

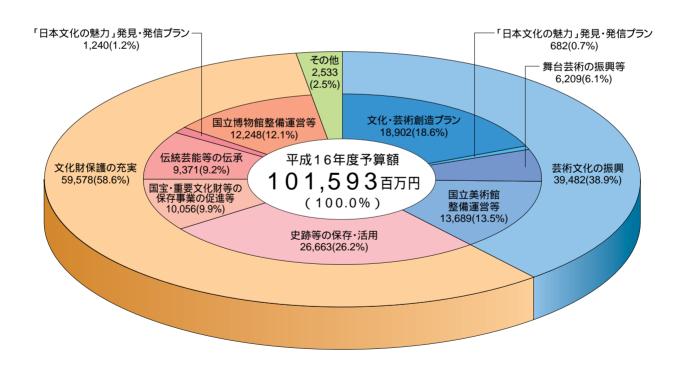


## ◆国・文部科学省・文化庁予算額

(単位:百万円)

[2	ጃ 分	平 成 15 年 度	平 成 16 年 度	増 減 率
国の	一 般 会 計	81兆7,890億78百万円	82兆1,109億25百万円	0.39%
	国の一般歳出	47兆5,922億 9百万円	47兆6,320億11百万円	0.08%
	国 債 費	16兆7,980億69百万円	17兆5,685億80百万円	4.59%
	地方交付税交付金等	17兆3,988億 0万円	16兆4,934億84百万円	△5.20%
	改革推進公共投資事業償還時補助等	_	4,168億50百万円	_
文 部 科	学省一般会計 (A)	6兆3,220億12百万円	6兆 599億25百万円	△4.15%
文 化	庁 予 算 (B) 構成比〕〔B/A〕	1,003億33百万円 1.59%	1,015億93百万円 1.68%	1.26%

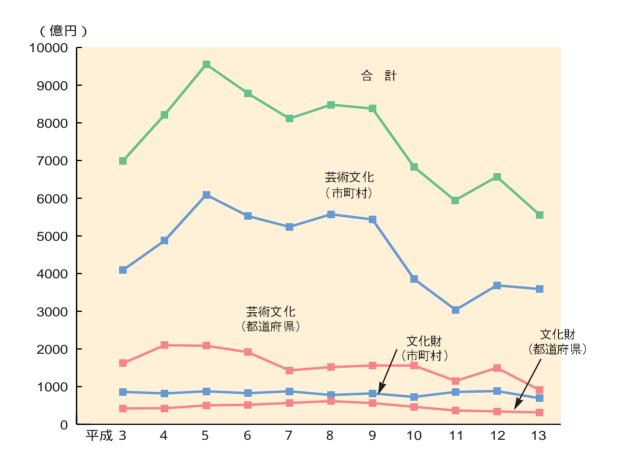
## ◆平成16年度文化庁予算〈分野別〉



## 地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については、図のような推移となっています。芸術文化関係経費は、平成5年をピークにやや減少しています。その主な原因には、文化施設建設費の減少があげられます。

## ◆総括表



		平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
±27	芸術文化	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560	1,614	1,045	1,455	888
都道府県	文化財	421	425	502	516	566	615	562	557	523	464	445
床	小計	2,041	2,523	2,587	2,431	1,998	2,132	2,122	2,171	1,568	1,919	1,333
	芸術文化	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436	3,972	3,593	3,822	3,645
市町村	文化財	860	819	876	826	875	779	820	785	831	845	672
10	小計	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351	6,256	4,757	4,424	4,667	4,317
合	計	6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483	8,378	6,928	5,992	6,586	5,650

(単位:億円)

## (4) 文化芸術振興基本法

議員立法として「文化芸術振興基本法」が国会に提出され、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。本法律は今後の我が国の文化振興の礎となるものと言えます。

## ◆法律の趣旨

文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより,文化芸術活動を行う者の自主的な活動 を促進して,文化芸術の総合的な振興を図る。

## ◆法律の内容

## 第一章 総則(第1条~第6条)

目 的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

## 文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・芸術家等の自主性の尊重
- ・芸術家等の創造性の尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護及び発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- ・広く国民の意見の反映

(第3·4条)

国及び地方公共団体の責務

(第5条)

国民の関心及び理解

## 第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため,政府は基本方針を 策定(文部科学大臣が案を作成)

## 第三章 基本的施策(第8条~第35条)

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域における文化芸術の振興
- ・国際文化交流の推進
- ・人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用

- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・民間の支援活動の活性化
- ・政策形成の民意の反映

等

9

## (5) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法第7条に基づいて,文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために 政府として策定したものであり,本基本方針を踏まえて文化芸術の振興に取り組んでいきます。

## 策定の経緯

- ・平成13年12月7日 文化芸術振興基本法公布,施行
- ・平成14年6月5日 文化審議会に「基本方針」諮問
- ・平成14年12月5日 文化審議会が「基本方針」答申
- ・平成14年12月10日 閣議決定

## 基本方針の概要

まえがき ―― 今後概ね5年間を見通し,施策の総合的な推進を図るための方針

## 1. 文化芸術の振興の基本的方向

## (1) 文化芸術の振興の必要性

文化芸術は国民全体の社会的財産。社会全体でその振興を図ることが必要

## (2) 文化芸術の振興における国の役割等

国の役割

国民の自発的な活動の刺激・伸長,文化芸術の享受のための条件整備「文化芸術の頂点の伸長」と「文化芸術の裾野の拡大」を基本とする

## 重視すべき方向

「文化芸術に関する教育」,「国語」,「文化遺産」,「文化発信」,「文化芸術に関する財政措置及び税制措置」

地方公共団体及び民間の役割

地域の特性に応じ,自主的に多様で特色ある文化芸術を振興 等

## (3) 文化芸術の振興に当たっての基本理念

「芸術家等の自主性の尊重」等8項目

## (4)文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

「芸術家等の地位向上のための条件整備」,「国民の意見等の把握,反映のための体制の整備」,「支援及び評価の充実」,「関係機関の連携・協力」

## 2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

今後取り組むべき基本的施策として、「芸術等の各分野の文化芸術の振興」、「文化財の保存・活用」、「地域の文化芸術の振興」、「国際文化交流の推進」、「芸術家等の養成・確保」、「国民の文化芸術活動の充実」、「文化施設等の充実」など11の項目について、107の事項の施策を新しい視点に立って具体的に記述。

# (6) 文化関係の税制

民間の様々な文化活動を支援することなどを目的として、次のような税制上の特別措置が講じられています。

国税			
事項	措置内容		適用年度
特定公益増進法人	<ul><li>〔公益法人〕(文部科学大臣認定)</li><li>・芸術の普及向上に関する業務を行う法人</li><li>・文化財の保存活用に関する業務を行う法人</li><li>・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人</li><li>・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人</li></ul>	を所得控除(所得税)	昭和51年度 (登録博物館に 係る業務を行う 法人については, 平成9年度)
	〔独立行政法人〕 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所	〔法人の寄付金〕 一般の寄付金とは別に 「(所得金額の2.5%十資 本等の金額の0.25%) × 1/2」を損金算入(法人 税)	平成13年度
	・日本芸術文化振興会 		平成元年度 
認定特定非営利活 動 法 人	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る) を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限 る)を行う公益信託	増進法人に対する寄付金	昭和62年度
指 定 寄 付 金	(公益法人) ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	〔個人の寄付金〕 「寄付金 (所得金額の	昭和40年度
	<ul><li>(独立行政法人〕</li><li>・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による 重要文化財の収集・保存修理に要する費用</li></ul>	25%を限度) - 1万円」 を所得控除(所得税) 〔法人の寄付金〕 寄付金を全額損金算入 (法人税)	平成 13年度
相続財産の寄付	<ul><li>〔公益法人〕(文部科学大臣認定)</li><li>・芸術の普及向上に関する業務を行う法人</li><li>・文化財の保存活用に関する業務を行う法人</li></ul>	非課税(相続税)	昭和52年度
	〔独立行政法人〕 ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所		平成13年度
	・日本芸術文化振興会 		平成元年度 
	〔認定特定非営利活動法人〕 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度

事項	措置内容		適用年度
重要文化財等の 譲 渡 所 得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立 博物館・国立科学博物館に対する重要文化財(動産 または建物)の譲渡(平成19年12月31日まで)	非課税(所得税)	昭和47年度
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科 学博物館に対する重要文化財に準ずる文化財の譲渡 (平成19年12月31日まで)	1/2課税(所得税)	昭和47年度
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立 科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念 物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする 特別控除(所得税), 損金 算入(法人税)	昭和45年度
重要文化財の相続	・重要文化財(所有者の居住の用に供されている不動 産)の相続	財産評価額の60/100を控 除(相続税)	昭和59年度
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税 として物納	物納の優先順位を第3位 から第1位に繰り上げ	平成 10年度
各種顕彰に係る所得	・文化功労者年金 ・日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品 ・芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金	非課税(所得税)	昭和48年度

## 地方税

事	項	措置内容		適用年度
重要文化則	1等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記 念物(所有者の居住の用に供されている不動産)	非課税(固定資産税・ 特別土地保有税・都市 計画税)	昭和25年度
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(文 部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・ 都市計画税)	平成元年度
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(文 部科学大臣が告示するもの)に係る土地	税額の1/2以内を軽減 (固定資産税・都市計 画税)	平成 10年度
		・登録有形文化財 (家屋)	税額の1/2以内を軽減 (固定資産税)	平成9年度

<sup>※</sup> 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

## (7) 文化関係の融資制度

文化関連施設に対する日本政策投資銀行の長期の融資制度は以下のとおりです。(平成15年5月現在)

## 1.知的財産有効活用支援事業

## 融資要件

融資対象者:民間事業者

金 利:政策金利 (1.5% + リスクに応じた追加金利)

融資比率:最高50%

## 融資対象事業

映画などのコンテンツ製作事業者等,知的財産を保有する企業が信託 等により著作権等の知的財産権を流動化して資金調達する事業

(備 考)

平成16年度新規創設

## 2. 文化関連施設整備事業

## 融資要件

融資対象者:民間事業者

金 利:政策金利 (1.5% + リスクに応じた追加金利)

融資比率:最高40%

## 融資対象事業

ア、劇場・音楽堂等公演にかかる施設・設備等の整備事業

イ.美術館・博物館等展示にかかる施設・設備等の整備事業

(備 考)

平成15年度新規創設

## (8) 文化審議会

省庁再編に伴い、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能が 整理・統合され、平成13年1月6日付けで文化審議会が設置されました。

文化審議会においては、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び 国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

これまでに、文化行政全般については、「文化を大切にする社会の構築について」答申(平成14年4月24日)、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」答申(平成14年12月5日)を行いました。また、国語に関しては、「これからの時代に求められる国語力について」答申(平成16年2月3日)を行いました。

また,文化審議会には国語分科会,著作権分科会,文化財分科会,文化功労者選考分科会,文化政策部会が設置され,各分野の重要事項についても調査審議等を行います。

## ◆文化審議会組織図

## 文化審議会総会

・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

## 文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の 形成に係る重要事項に関する調査審議

#### 文化多様性に関する作業部会

・文化多様性の保護と促進についての 調査審議等

#### 国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

#### 著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

## 文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する 重要事項の調査審議等

#### 第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

## 第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に 関すること

#### 第三専門調査会

・記念物及び埋蔵文化財に関すること

#### 第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

## 第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

#### 文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により審議会の 権限に属させられた事項の処理

(平成16年6月8日現在)

## 文化審議会 答申「文化を大切にする社会の構築について」

文化審議会では、平成14年4月24日に「文化を大切にする社会の構築について」答申を行い、今後の社会における文化の機能・役割、文化を大切にする社会を構築するための方策について提言しています。

## 文化審議会 答申(骨子) 「文化を大切にする社会の構築について ~ 一人一人が心豊かに生きる社会を目指して~」

## 今後の社会における文化の機能・役割

## ○文化は.

- ① 人間が人間らしく生きるために、
- ② 人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するために、
- ③ より質の高い経済活動を実現するために、
- ④ 科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するものとなるために、
- ⑤ 世界の多様性を維持し、世界平和の礎をつくるために

#### 極めて重要

- ○社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として「文化 | を念頭において振る舞う社会、言わば「文化を大切にする社会 | の構築が必要
- ○そのためには、一人一人が文化を大切にする心を持ち、行政は文化を機軸にして施策 を展開し、企業は文化の価値を追求して行動することが求められる



## 文化を大切にする社会を構築するために

## 社会全体で文化振興に取り組む

- 個人,企業,地方公共団体,国のそれぞれが文化の担い手としての役割を果たす
- 文化予算の充実と寄附促進のための税制措置の充実
- 国、地方公共団体、民間等のネットワークの形成

#### 文化を大切にする心を育てる

- 我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育の充実
- 子供の文化体験活動を推進、豊かな人間性や多様な個性を育成
- 教員が豊かな感性や幅広い教養を持ち、学校教育活動全体を文化的なものとする
- 国語の役割を重視し、国語教育を質的かつ量的に充実

## 我が国の「顔」となる芸術文化を創造する

- 世界に誇れる芸術文化の創造活動への重点支援
- 世界に通じる芸術家の育成

## 文化遺産を保存し、積極的に活用する

- 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用
- 人々の主体的な参加による文化遺産の保存・活用

### 日本文化を総合的・計画的に世界へ発信する

- 国際文化交流マスタープランの策定
- 外国人に対する日本語教育の推進

## 文化審議会文化政策部会「今後の舞台芸術創造活動への支援方策について」(提言)

文化審議会文化政策部会では、平成16年2月3日に「今後の舞台芸術創造活動への支援方策について」(提言)をまとめ、国による支援の意義、支援の在り方、評価の在り方について今後の方向性を示しました。

## 今後の舞台芸術創造活動への支援方策について(提言) ~21世紀の日本の心を育むために~

文化審議会文化政策部会

## 国による支援の意義

舞台芸術創造活動は人と人の つながりを深め、コミュニティの形成に寄与 文化芸術と経済は社会の二極を構成する ものであり、経済のみならず、文化芸術 を振興することによって、社会の活性化 に寄与

舞台芸術創造活動を通じた国際貢献の必要性

## 支援の在り方について

### 支援の基本的在り方

- ○重点的支援と幅広く多様な支援をバランスよく、メリハリをつけて
- ○中長期的な観点からの支援
- ○東京中心の視点から地域重視の視点へ
- ○人材育成などの基盤形成への支援の充 宝
- ○鑑賞者の意向も将来の創造活動に反映 していく取組を促進
- ○子ども達が教育の中において文化芸術 活動に触れる機会の充実



## 今後の具体的支援策の方向性

#### 創造活動への支援

- ○国としての支援目的の 明確化
- ○多様な創造活動の実態 をふまえた支援対象事 業の改善
- ○各舞台芸術分野の特性 に応じた支援
- ○資金の早期交付
- ○地域の特色ある芸術拠 点の形成

#### 基盤形成への支援

- ○若手,舞台スタッフ, 指導者等の人材育成策
- ○評論家、メディアの交 流を通じた地域の文化 力の発信
- ○芸術団体のマネジメン ト機能の強化
- ○国,地域,民間の三者 による支援の連携

## 評価の在り方について

- ○団体の自己評価と情報公開の促進。
- ○支援体制、評価方法の見直し。

○評価の透明性と公開性の確保。

○事後評価を行い、次年度以降の選定に反映。

# (9) 各文化芸術活動への支援の概要

芸術家、文化芸術団体、地方公共団体が行う文化芸術活動に対する文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会が行う支援の概要は以下のとおりです。

舞台芸術活動への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による最高水準の舞台芸術公演等への支援 最高水準の舞台芸術公演に対して重点支援。 (2) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 現代舞台芸術の創造普及の公演活動で、親しみやすい公演や芸術活動の裾野を広げるものに対して支援。 (3) 日本芸術文化振興会の舞台芸術振興事業助成金による支援 我が国の芸術水準の向上に資する創作性の高い公演を支援。
美術の創造普及活 動への支援	○ 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 広く美術に親しめる環境の醸成に資する美術の創造普及のための展示活動を支援。
映画への支援	(1)「文化芸術館造プラン」による支援 (1)魅力ある日本映画・映像の創造 ・映画製作への支援 映画芸術団体への活動、新人監督やシナリオ作家を起用した作品の製作、地域において企画・制作される作品の製作などを支援。 ・
大衆芸能公演への 支援	○ 「文化芸術創造プラン」による最高水準の大衆芸能の公演への支援 最高水準の大衆芸能の公演に対して重点支援。
伝統芸能公演、伝統文化の保存・活用への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による最高水準の伝統芸能の公演への支援 最高水準の伝統芸能の公演に対して重点支援。 (2) ふるさと文化再興事業 伝統文化保存団体等が実施する祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の保存・活用のための事業を支援。 (3) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 広く伝統芸能に親しむ環境の醸成に資するための公開活動を支援。
芸術の国際交流への支援	(1)「文化芸術創造プラン」による支援 ①優れた芸術の国際交流への支援 我が国と外国との二国間の芸術交流の推進、海外とのオペラ等の共同制作、海外での有名なフェスティバル等への参加を支援。 ②「国際交流による地域文化活性化事業」による支援 国民文化祭や全国高等学校総合文化祭に海外から高校生や文化団体等を招へいするとともに、海外

#### 芸術の国際交流へ のフェスティバル等に高校生や文化団体等を派遣し、相互交流することで、地域文化の活性化を支援。 (3) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 の支援 我が国の芸術団体が外国の芸術団体またはグループ等と交流して行う芸術創造活動や国際的なフェ スティバルへの参加を支援。 新進芸術家の養成 (1)「文化芸術創造プラン」による新進芸術家の海外留学、国内研修への支援(芸術家奨学制度) への支援 ①新進芸術家海外留学制度 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の芸術団体や芸術家等への留学を ②新進芸術家国内研修制度 新進芸術家が美術、音楽、舞踊、演劇、伝統文化等の各分野について、国内の研修機関において実 践的な研修を受ける機会を提供。 ③海外新進芸術家招へい事業 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野において、海外の優秀な新進芸術家を我が国で研修させること により、我が国の新進芸術家との交流を通じ、相互の技術を向上。 ④ 芸術団体人材育成支援事業 統括団体が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール、伝統芸能等の人 材確保を図る事業を支援。 (2)「文化芸術創造プラン」による新進芸術家の発表機会の確保 発表の機会に恵まれない優秀な新進芸術家に対し公立文化会館などにおける発表の場を提供。 (1)「文化芸術創造プラン」の「『文化芸術による創造のまち』支援事業」による支援 地域文化振興への 支援 我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び子どもた ちが参加する文化活動の活性化を推進。 (2) ふるさと文化再興事業による支援 地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図 るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援。 (3) 国民文化祭による支援 国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に共演・交流、発表する場を提供。 (4) 日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金による支援 ①地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動)への支援 地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援。 (2)地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)への支援 地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援。 ③アマチュア等の文化団体活動への支援 アマチュア等の文化に関する団体が、我が国で行う芸術、民俗芸能、生活文化に関する公演・展示等に対して支援。 ④歴史的集落・町並み保存活用活動への支援 城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統を持った集落・町並みの保存・活用を図る活動を支援。 ⑤民俗文化財の保存活用活動への支援 各地に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化 の振興に資する活動を支援。 ⑥伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動への支援 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承や伝統工芸技術の復元等,我が国の文化財の保存伝承等に 資する活動を支援。 文化施設への支援 (1)「文化芸術創造プラン」の芸術拠点形成事業による支援 公立文化会館や劇場、美術館・博物館での我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制 作,公演等に対して重点支援。 (2) 芸術情報プラザによる支援 公立文化会館が自らの企画で優れた舞台芸術を提供できるよう、情報等の提供、芸術文化活動支 援員の設置,職員研修等を実施 文化ボランティア 文化ボランティア推進モデル事業による支援 活動への支援 文化施設、NPO法人その他において、多様な観点から文化ボランティアの継続的な活動の場を創設、 提供し、モデル的な事業を行うものを支援。 (1) 文化芸術創造プランの「こどもの文化芸術体験活動の推進」による支援 子どもの文化芸術 ①本物の舞台芸術に触れる機会の確保 活動への支援 学校や公立文化施設などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に触れる機会を提供。 ②伝統文化こども教室事業 次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、 華道,日本舞踊,伝統音楽,郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供。 ③学校の文化活動の推進 優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話、実技披

各市町村において,子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化に触れあい体験する文化体

我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及びこ

露等を行う。

④一1 文化体験プログラム支援事業

験プログラムを作成・実施するモデル事業を支援。 ④-2 「文化芸術による創造のまち」支援事業(再掲)

どもたちが参加する文化活動の活性化を推進。

# II

# 芸術創造活動の推進

## 芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。 芸術家や芸術団体の創造活動がより活性化するためには、それを支える創造環境を整備充実していく ことが不可欠です。

文化庁では、次のような施策を展開し、芸術創造活動の推進を図っています。

施策	概要	平成16年度予算額 ( )内は内数
(1) オペラ、バレエ、演劇等の 重点支援による最高水準の芸術 の創造 ① 最高水準の舞台芸術公演・ 伝統芸能等への重点支援	最高水準の舞台芸術公演(オーケストラ, オペラ, 舞踊, 演劇, 大衆芸能等), 伝統芸能(能楽, 歌舞伎, 文楽等)等に 対する重点支援。	98億75百万円 (76億71百万円)
② 舞台芸術の国際フェスティバルの開催 ③ 優れた芸術の国際交流	世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て、音楽、バレエ、演劇等の国際フェスティバルを開催。 我が国と外国との二国間における芸術交流の推進、海外との優れたオペラ等の共同制作や海外のフェスティバル等への参加を支援。	(3億39百万円) (18億65百万円)
(2) 「日本映画・映像」振興プラン の推進		25億1百万円
① 魅力ある日本映画・映像の創造	我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性 化などを目的とした製作支援等を行うとともに、顕彰の実施 などを実施。	(14億30百万円)
② 日本映画・映像の流通の促進	日本映画がより多くの上映機会に恵まれ、海外にも市場が広がるよう、国内における上映・映画祭支援や海外への発信支援を実施。	(5億41百万円)
③ 映画・映像人材の育成と普及等	映画関係団体等が行う人材育成事業を支援することで、我が国における映画・映像人材の養成機能を高める。また、子どもが映画館等で日本映画に直接触れる機会を設ける。	(1億34百万円)
④ 日本映画フィルムの保存・ 継承	我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収 集・保管を進める。	(3億96百万円)
(3)世界に羽ばたく新進芸術家		26億58百万円
の育成 ① 新進芸術家の海外留学、国 内研修への支援制度(芸術家奨 学制度)	我が国の新進芸術家の海外留学・国内研修、統括団体が行う養成・研修事業や新人コンクール等への支援、海外の新進芸術家の招へいを実施。	(18億94百万円)
② 新進芸術家の発表機会の確保	発表の機会に恵まれない優秀な新進芸術家に対し、公立文 化会館などにおける発表の場を提供。	(6億51百万円)
③ 優秀指導者特別指導助成	我が国の舞台芸術等の担い手への指導・助言のため、オーケストラ、オペラ、映画等の各分野における世界の最高水準の指導者を海外から招へい。	(1億13百万円)
(4) 芸術祭の開催	意欲的な公演の発表機会の提供、内外の優れた芸術作品を 鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	1億8百万円
(5) 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院賞、芸術選奨等。	_
(6)芸術文化振興基金	芸術文化振興基金の運用益をもって、芸術文化団体等の文 化活動に対して幅広く助成。	13億95百万円 ※

<sup>※</sup> 数字は平成16年度映画の製作活動第2回分を除く

## (1) オペラ.バレエ.演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造

芸術創造活動の推進については、平成15年度も引き続き「文化芸術創造プラン」として、芸術創造活動の充実を図り、舞台芸術等に対する重点支援を実施し、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を行っています。

## 舞台芸術等に対する重点支援

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対しての重点支援や 音楽,舞踊,演劇の国際フェスティバル,芸術による国際交 流を推進し,世界水準の芸術家・芸術団体を養成する。

最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能 等への重点支援 最高水準の芸術創造活動に対する重点支援。

芸術団体重点支援事業

最高水準の現代舞台芸術(音楽,舞踊, 演劇)・伝統芸能(能楽,歌舞伎,文楽等), 大衆芸能に対する重点支援を実施。

芸術拠点形成事業

公立文化会館や劇場等における我が国の芸術 拠点の形成につながる優れた自主企画・制作 の公演,その他の事業に対する支援を実施。

舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国において,世界的な芸術団体・芸術家の 参加を得て,音楽,演劇,舞踊等の国際フェス ティバルを開催。

国際芸術交流支援事業

二国間における芸術交流の推進,海外との優れたオペラ等の共同制作や,世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

#### 「芸術団体重点支援事業」採択団体公演より



シアタープロジェクト・東京 「時間 h部屋」 © 星野尚彦



バッハ・コレギウム・ジャパン 受難節コンサート2003 特別追加公演Ⅱ

## (2) 舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)の開催

舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)は、我が国と海外の芸術家・芸術団体が競演する場を提供することにより、我が国の世界水準の舞台芸術を海外に発信し、文化芸術面での国際交流の推進を図り、我が国の文化芸術水準の向上と振興、ひいては世界の文化芸術活動の発展に資することを目的として、平成14年度から開催しています。

2回目となる平成15年度は、音楽を中心に、アジアからの文化発信をテーマとして、平成15年9月25日から12月26日までの間に14の主催公演を行いました。特に、「関西元気文化圏」の一環として、主催公演の多くを初めて関西で開催しました。

## 平成15年度 IPAF



舞踊とオーケストラの饗宴



ポップアジア2003



アジアオーケストラウィーク2003

## 平成15年度舞台芸術国際フェスティバル(IPAF)実施内容

●平成15年9月25日	土耳古(トルコ)と日本
●アジアオーケストラウィーク2003	
平成15年10月2日	イスタンブール国立交響楽団
平成15年10月3日	モンゴル国立フィルハーモニック交響楽団
平成15年10月6日	ニュージーランド交響楽団
平成15年10月7日	オール関西オーケストラ
平成15年10月8日	シンガポール交響楽団
平成15年10月9日	スウォン・フィルハーモニック管弦楽団
平成15年10月10日	天津交響楽団
●平成15年10月14日	舞踊とオーケストラの饗宴
●平成15年11月4日	西風のコンチェルト
●平成15年12月2日	アジアのスーパー・ガラ・コンサート
●平成15年12月5日	管弦楽と伝統芸能の幸福な出会い~鐘の音~
●ポップアジア2003	
平成15年12月25日	Groove of Asia
平成15年12月26日	Voices of Asia

## (3)「日本映画・映像」振興プランの推進

## ①メディア芸術祭の開催等

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、 マルチメディアの進展は、文化の振興普及に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ(内容)となるコンピュー タ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性 化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。

## メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興を図るため、優れたメディア芸術作 品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、 これを鑑賞する機会を提供。

## メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の 情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場 の提供などを実施。(http://plaza.bunka.go.jp/)

先駆的・実験的な創作活動 への支援

メディア芸術の優れた作り手の創作企画について支援。

海外のメディア芸術祭への 参加等支援

我が国の優れたメディア芸術作品を海外のメディア芸術祭等に出 品することにより、海外において発表する場を提供。

## 平成15年度(第7回)文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の 発表,顕彰の場として,また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として,平成9 年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成15年度は合計1,584作品の応募があり、審査委員会を経て大賞4作品、優 秀賞16作品、奨励賞4作品、功労賞1名が選ばれました。



メディア芸術祭シンボルマーク (澄川喜-氏(彫刻家)作)

#### 平成15年度(第7回)文化庁メディア芸術祭 受賞作品

【アート部門】



[大賞] デジタル・ガジェット 6,8,9 (インタラクティブアート) 作者: クワクボ リョウタ

> |大賞] カジムヌガタイ-風が語る沖縄戦-(一般・青年向けマンガ) 作者: 比喜 汤

#### 【マンガ部門】



【アニメーション部門】



⑥比嘉 慂/講談社/モーニング

【エンターテインメント部門】

⑥ クワクボ リョウタ



[大賞] ファイナルファンタジー・ クリスタル クロニクル (ゲーム) 作者:スクウェア・エニックス/ 任天堂開発チーム(日本)

> [大賞] 連句アニメーション「冬の日」 (劇場公開) 作者:川本喜八郎 他



© IMAGICAエンタテインメント・電通テック

© 2003 THE GAME DESIGNERS STUDIO, N.C. FINAL FANTASY is a registere d tra demark of SQUAR E ENIX CO., LTD. CHRACTER DESIGN/Toshiyuki Itahana .

## ②日本映画の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を 占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、製作本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく 減少しています。一方、多メディア・多チャンネル化の進展の中で、多様化する国民の需要に対応し た多彩な映像ソフトの確保が課題となっており、その供給源として映画の果たす役割が大きくなって います。

このような状況の中で、我が国映画芸術等の振興を図るため、文化庁では次のような施策を実施しています。

## 文 化 庁

|魅力ある日本映画・映像 |の創造 我が国の映画水準の向上や新人監督等の育成,地域の活性化などを目的とした製作支援等を行うとともに,顕彰の実施などを行う。

日本映画・映像の流通の促進

日本映画がより多くの上映機会に恵まれ,海外にも市場が広がるよう, 国内における上映・映画祭支援や海外の発信支援を行う。

映画・映像人材の育成と 普及等 映画関係団体等が行う人材育成事業を支援する。また,子どもが映画 館等で日本映画に直接触れる機会を設けることにより,日本映画に親 しみ鑑賞する素地を培う。

日本映画フィルムの保存 ・継承 我が国の貴重な文化遺産である映画フィルムの確実な収集・保管を進める。

#### 東京国立近代美術館フィルムセンター

企画上映・展示・図書閲覧

名作映画等の上映。及び映画関連資料の展示等。

優秀映画鑑賞推進事業

公立文化施設等で巡回上映。 (130会場以上)

映画文化に関する国際交流

国際映画祭への出品に伴う協力。

映画製作専門家養成講座

映画製作専門家の養成講座を開講。

映画フィルム修復事業

劣化の著しい貴重な映画フィルムを 復元・修復。

海外に所在する日本映画収集事業

ロシア連邦ゴスフィルモファンド等 海外に所在する日本映画を収集。

芸術文化振興基金

(独立行政法人 日本芸術文化振興会)

「映画製作活動」への助成金

基金の運用益による日本映画(劇映画, 記録映画,アニメーション映画)の製作活動への助成。



東京国立近代美術館フィルムセンター

#### - これからの日本映画の振興について(映画振興に関する懇談会)のフォローアップ

文化庁では、平成15年4月に映画振興に関する懇談会で取りまとめられた「これからの日本映画の振興について(提言)」を受け、一層の映画振興に取組んでいます。

平成15年度の具体的な取組としては、7月に東京国立近代美術館フィルムセンター内に映画人が集 うことのできる「映画の広場」を開設するとともに、カンヌ国際映画祭で日本映画を紹介、発信する ための日本ブースを展開いたしました。

平成16年度からは、①魅力ある日本映画・映像の創造②日本映画・映像の流通の促進③映画・映像人材の育成と普及等④日本映画フィルムの保存・継承を四つの柱とする日本映画・映像振興プランを推進しています。

具体的には、フィルムの収集・保存を中心に行っている東京国立近代美術館フィルムセンターについて、もっと多くの映画人が利用し、我が国の映画の中枢的機関として、どのような在り方が望ましいのかを検討する「フィルムセンターの在り方に関する検討会」を設置し、現在検討を進めています。

また,今年5月のカンヌ国際映画祭においては,昨年から開始した日本ブースの開設に加え,新たに, 日本映画に関する情報提供や,映画に関するイベントを行う「ジャパンパビリオン」を開設しました。

## 日本映画の現状

平成15年(2003年)の日本映画の現状

・映画館数 2,681館(前年比101.7%)(ピーク時 昭和35年 7,457館の35%)

・邦画封切本数 287本 (前年比98.0%)(ピーク時 昭和35年 547本の54%)

・入場者数 1億6,235万人(前年比101.0%)(ピーク時 昭和33年 11億2,745万人の13%)

・興行収入 2,032億5,900万円(前年比103.3%)(ピーク時 昭和33年の約47% 物価上昇率換算)

## 主要な映画統計

年		中面给粉	封切本数			λ +E +> ※h	間にして	平均料金
		映画館数	邦画	洋画	合計	入場者数	興行収入	十七分十七
		館	本	本	本	千人	百万円	円
1958	昭33	7,067	504	169	673	1,127,452	72,346	64
1959	昭34	7,400	493	210	703	1,088,111	71,141	65
1960	昭35	7,457	547	216	763	1,014,364	72,798	72
1965	昭40	4,649	487	264	751	372,676	75,506	203
1970	昭45	3,246	423	236	659	254,799	82,488	324
1975	昭50	2,443	333	225	558	174,020	130,750	751
1980	昭55	2,364	320	209	529	164,422	165,918	1,009
1985	昭60	2,137	319	264	583	155,130	173,438	1,118
1990	平2	1,836	239	465	704	146,000	171,910	1,177
1995	平7	1,776	289	321	610	127,040	157,865	1,243
1996	平8	1,828	278	320	598	119,575	148,870	1,245
1997	平9	1,884	278	333	611	140,719	177,197	1,259
1998	平10	1,993	249	306	555	153,102	193,499	1,264
1999	平11	2,221	270	298	568	144,762	182,835	1,263
2000	平12	2,524	282	362	644	135,390	170,862	1,262
2001	平13	2,585	281	349	630	163,280	200,154	1,226
2002	平14	2,635	293	347	640	160,767	196,780	1,224
2003	平15	2,681	287	335	622	162,347	203,259	1,252

## 平成15年の主要な邦画作品の興業成績

(社) 日本映画製作者連盟資料による

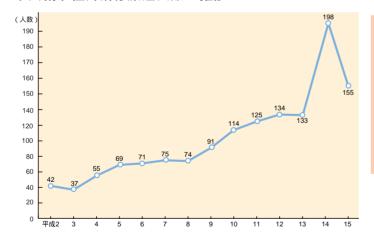
公開月	題名	興収 (単位:億円 )	配給会社
7月	踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ!	173.5	東宝
7月	ポケットモンスター アドバンスジェネレーション七夜の願い星ジラーチ おどるポケモンひみつ基地	45.0	東宝
4月	名探偵コナン 迷宮の十字路	32.0	東宝
1月	黄泉がえり	30.7	東宝
9月	座頭市	28.5	松竹
3月	ドラえもん のび太とふしぎ風使い Pa-Pa-Pa ザ ムービー パーマン	25.4	東宝
3月	ワンピース THE MOVIE デッドエンドの冒険	20.0	東映
平成14年/12月	ゴジラ×メカゴジラ とっとこハム太郎 ハムハムハムージャ!幻のプリンセス	19.1	東宝
7月	バトル・ロワイアル 鎮魂歌 (レクイエム)	18.5	東映
10月	黄金の法 エル・カンターレの歴史観	17.0	東映
10月	陰陽師	16.0	東宝
8月	仮面ライダー555(ファイズ ) パラダイス・ロスト 爆竜戦隊アバレンジャー DELUXE アバレサマーはキンキン中!	15.0	東映
11月	木更津キャッツアイ 日本シリーズ	15.0	アスミックエース
4月	クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶ栄光のヤキニクロード	13.5	東宝
1月	T.R.Y.	11.5	東映
8月	呪怨 2	11.0	ザナドゥ・東京テアトル
12月	犬夜叉 鏡の中の夢幻城	10.5	東宝
8月	ドラゴンヘッド	10.4	東宝

## (4)世界に羽ばたく新進芸術家の養成

文化庁では、「文化芸術創造プラン」として、新進芸術家の海外留学や、国内研修への支援、発表機会の確保、トップアーティストによる特別指導事業を開始し、新進芸術家の養成を図っています。

制度	内容
世界に羽ばたく新進芸術家の養成①芸術家奨学制度	
ア.新進芸術家海外留学制度	美術,音楽,舞踊,演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体,芸術家等への留学を支援することにより,実践的な研修の機会を提供。
	1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(3ヶ月)の4種類があり、昭和42年から平成13年度 末までは、「芸術家在外研修」事業として1,604名を派遣。
イ. 新進芸術家国内研修制度	新進芸術家が美術,音楽,舞踊,演劇等の各分野について,国内の研修機関における実践 的な研修の機会を提供。
ウ. 海外芸術家招へい事業	美術,音楽、舞踊等の各分野において、海外の優秀な芸術家を我が国での研修機会の提供。
工。芸術団体人材育成支援事業	統括団体が自主的に行う新進芸術家等に対する養成・研修事業や新人コンクール等の 事業を支援。
②新進芸術家公演事業等	発表の機会に恵まれない優秀な新進芸術家に対し、公立文化会館などにおける発表の場 を提供。
③優秀指導者特別指導助成	オーケストラ、オペラ、映画等の各分野において、我が国の舞台芸術等の担い手に指導・助言を与えてもらうため、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

#### ◆芸術家在外研修派遣人数の推移



## 〈芸術家在外研修のこれまでの派遣者の例〉

若杉 弘(音楽:指揮 昭和42年度) 洋子 (舞踊:バレエ 昭和50年度) 絹谷 幸二 (美術:洋画 昭和52年度) 佐藤しのぶ (音楽: 声楽 昭和59年度) 野田 秀樹(演劇:演出 平成4年度) 平成6年度) 諏訪內晶子(音楽:器楽 野村 萬斎 (演劇:狂言師 平成6年度) 洋一(映画:監督 平成8年度) 尚史(演劇:演出 鴻上 平成9年度)

#### アートマネージメント

文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果があがるようにするための活動を称して「アートマネージメント」といいます。

その内容は極めて広い範囲にわたりますが、具体的には、企画制作、経理や組織管理等の管理関係の業務、 広報活動やマーケティング等の業務が含まれます。

文化庁では、公立文化会館の管理運営担当職員を対象にしたアートマネージメント研修会等を行っています。



芸術家在外研修・ 研修成果の発表 「DOMANI・明 日」展 (平成16年1月24日~3月3日、損 保ジャパン東郷青 児美術館)

## (5) 芸術祭の開催

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成15年度より文化庁が「関西元気文化圏」を推進していることから、芸術祭も関西で事業の拡充を行いました。

主催公演は、関西・関東で行われ、特に、関西での主催公演の充実が図られました。関西では、関西のシェークスピアと呼ばれる、近松門左衛門の近松名作集や、上方芸能特選会、日本名作映画鑑賞会、関東では、芸術祭オープニング「オペラ・ガラ・コンサート」を皮切りに、オペラ「フィガロの結婚」、バレエ「マノン」、復曲能「檀風」、通し狂言「競伊勢物語」等を実施しました。

また、演劇・音楽・舞踊・演芸の4部門の参加公演については、今年から関西の参加期間を延ばし、関東と同規模で実施したことにより、例年より多くの人々に参加申し込みをいただきました。そして、参加公演、テレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が贈られました。

## 平成15年度(第58回)芸術祭



新国立劇場 バレエ「マノン」 撮影:瀬戸秀美



国立劇場 通し狂言「競伊勢物語」市川猿之助ほか



芸術祭シンボルマーク (多田 美波氏 作)

## 〈平成15年度(第58回)芸術祭実施内容〉

○主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念コンサート オペラ「フィガロの結婚」 特別企画公演(世阿弥特集)復曲能「檀風」 近松門左衛門 生誕350年 没後280年記念 「近松名作集」等 計8公演			
○参加公演	演劇,音楽,舞踊,演芸部門 計165公演 テレビ,ラジオ,レコード部門 計108作品			
○協賛公演	演劇,音楽,舞踊,演芸部門 計37公演			

# (6) 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容 等	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発達に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化 功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組される などの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各部門からの会員120 名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授 与。	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者に対し、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化 庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇,映画,音楽,舞踊,文学,美術,放送,大衆芸能,評論等の9部門において,その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
文化庁映画賞	優れた文化記録映画作品に対し、文化映画賞及び顕著な業績を挙げた者に映画功労賞を贈呈。	平成15年度
舞台芸術創作獎励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、舞台芸術創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において活用を図る。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

## (7) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金(以下「基金」)は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在,約642億円(国からの出資金530億円,民間からの出えん金約112億円)の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また,助成の充実のため,基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、独立行政法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。独立行政法人日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

芸術文化振興基金シンボルマーク



芸術を限りないパワーで、力強く未来に向かって育成する。 このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号という エレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。 福田繁雄(グラフィック・デザイナー)作

#### ◆助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
  - (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
  - (2) 美術の展示,映像芸術の創造その他の活動
  - (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
  - (1) 文化会館, 美術館 その他の地域の文化施設において行う公演, 展示その他の活動
  - (2) 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
  - (1) アマチュア等の文化に関する団体が行う公演、展示その他の活動
  - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元, 伝承その他文化財を保存する活動

## 助成金交付状況

芸術文化振興基金による平成2年度から平成15度までの助成金の交付実績は、10,434件、約262億円となっています。

(平成15年度交付状況)

	助 成 対 象 分 野	応	募	件	数	交	付	件	数	助成金交付額
0	芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動		1.0	026件			30	3件		892百万円
0	○ 地域の文化の振興を目的として行う活動			282		181				182
0	文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動		(	369			21	0		181
			1,6	677			69	4		1,255

## 募集及び審査の手続き

助成対象活動の募集 (公募による)

審 査 芸術文化振興基金運営委員会 部会(4)・専門委員会(11)

助成対象・助成金額の決定

原則として毎年1回(活動実施年度の前年度中)に公募。 募集案内で定める書類を日本芸術文化振興会に提出。

芸術文化振興基金による助成を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会により、各分野の実情及び特性に応じた審査を行う。

※芸術文化振興基金の詳細については、下記までお問い合わせください。 問い合わせ先:独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 〒102-0092 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411(代表)

## (8) 企業等による文化芸術活動への支援

## 企業等による文化活動への支援(メセナ活動)

近年,企業の社会貢献意識の高まりに加えて,経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に,自ら芸術文化事業を実施したり,芸術文化活動を支援するなど,メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

#### ◆企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数/回答企業数(実施率)
平成 4 年度	250社/403社(62.0%)
平成5年度	252社/376社(67.0%)
平成6年度	265社/404社(65.6%)
平成7年度	239社/358社(66.8%)
平成8年度	230社/325社(70.8%)
平成9年度	265社/436社(60.8%)
平成10年度	266社/464社(57.3%)
平成11年度	258社/445社(58.0%)
平成12年度	347社/592社(58.6%)
平成13年度	375社/602社(62.3%)
平成14年度	392社/619社(63.3%)

## 用語解説

〈メセナ(mécénat)〉 「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語で、古代ローマ時代、アウグストゥス帝の重臣で芸術を擁護したマエケナス(Maecenas)に由来する

## ◆メセナ活動費の総額



年 度	メセナ活動費の総額(回答企業数:1社平均)
平成 4 年度	236億1,297万円(186社:1億2,695万円)
平成5年度	204億6,983万円(190社:1億 744万円)
平成6年度	159億2,280万円(211社: 7,546万円)
平成7年度	168億1,771万円(174社: 9,665万円)
平成8年度	175億5,527万円(176社: 9,975万円)
平成9年度	196億8,807万円(183社:1億 759万円)
平成10年度	214億7,871万円(210社:1億 228万円)
平成11年度	183億2,865万円(194社: 9,448万円)
平成12年度	183億4,119万円(265社: 6,921万円)
平成13年度	175億8,029万円(283社: 6,212万円)
平成14年度	212億6,398万円(320社: 6,645万円)

〈資料〉(社)企業メセナ協議会「メセナリポート2002」

#### (社)企業メセナ協議会

#### (会長・理事長:福原義春 (株) 資生堂名誉会長)

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

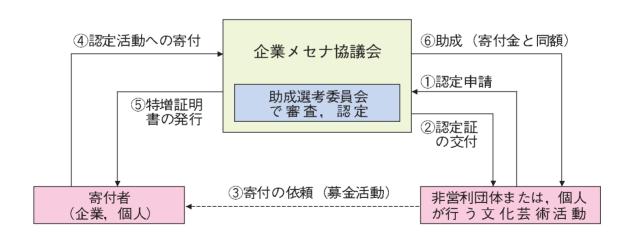
①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動への企業や個人からの寄付金に、損金算入や所得控除等の税制上の優遇措置が適用されることとなりました。

また、平成14年度からは、税制改正要望の結果、税制上の優遇措置を受けられる活動の対象範囲を、次のように拡大しました。



## ◆企業メセナ協議会の助成認定事業



#### 〈平成15年度実績〉

234件の芸術文化活動を認定し、1001件総額4億6、113万円の寄付が同協議会を通じて行われました。 ※助成認定事業に関する問い合わせ先:社団法人企業メセナ協議会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 - 5 - 1 有楽町マリオンビル13階 TEL 03-3213-3397

## (社)企業メセナ協議会の全国展開

地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するため、(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め、平成15年度より順次、芸術文化支援に関する相談窓口を全国に計52ヶ所(平成16年4月30日現在)設置しています。

## 【全国展開の目的】

(社)企業メセナ協議会の行う活動は、助成認定事業が東京周辺に約7割が集中する現状にあり、 その活動の全国展開が急務。

全国展開により、地域の多様な文化芸術活動への寄付を促進するなど、国民が居住地域に拘わらず等しく文化芸術に参加・鑑賞できる機会を充実。

#### 【概要】

(社)企業メセナ協議会と各都道府県の文化振興財団等との提携を進め,平成15年度より順次,芸 術文化支援に関する相談窓口を全都道府県に設置していく計画。

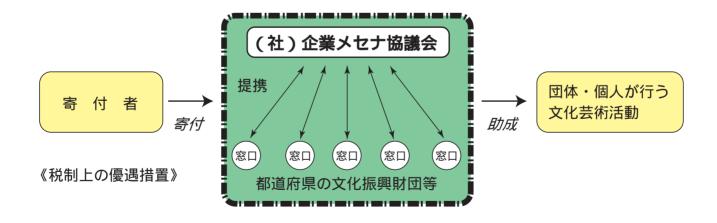
各都道府県の窓口では、企業のメセナ活動の促進に向けた活動として、

啓発・普及

情報の収集・提供

相談受付

などを実施。



## ◆助成認定制度:全国の相談窓口一覧(52ヶ所:平成16年4月30日現在)

自治体	団体名・部署名	
北海道	北海道 環境生活部 生活文化・青少年室 文化振興課	011-231-4111
青森県	青森県 環境生活部 文化・スポーツ振興課 文化振興グループ	017—734—9207
秋田県	秋田県生活環境文化部県民文化政策課文化振興班	018-860-1531
岩手県	財団法人 岩手県文化振興事業団 総務部	019-654-2235
宮城県	財団法人 宮城県文化振興財団 企画事業課	022-223-5591
仙台市	財団法人 仙台市市民文化事業団	022-276-6778
山形県	財団法人 山形県生涯学習文化財団 文化振興部 事業課	023-635-5500
福島県	財団法人 福島県文化振興事業団 福島県文化センター 企画事業課	024-534-9191
茨城県	財団法人いばらき文化振興財団企画課	029-305-0161
栃木県	財団法人とちぎ生涯学習文化財団文化生涯学習部文化振興担当	028-643-1010
群馬県	社団法人の企業メセナ群馬の事務局	027-233-1750/027-288-8670
埼玉県	財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 事業部 事業課	048-858-5502
千葉県	財団法人 千葉県文化振興財団	043-222-0077
千葉市	財団法人 千葉市文化振興財団 企画事業係	043-221-2411
東京都	東京都 生活文化局文化振興部 企画調整課	03-5388-3151
神奈川県	財団法人神奈川芸術文化財団本部企画課	045-63-3711
川崎市	財団法人 川崎市文化財団 文化振興担当	044-222-8821
横浜市	財団法人 横浜市芸術文化振興財団 事業推進課 企画調整係	045-682-2015
新潟県	財団法人新潟県文化振興財団事務局事業課	025-228-3577
富山県	財団法人富山県文化振興財団企画管理課	076-432-3112
石川県	石川県音楽文化協会	076-222-4311
石川県	財団法人 石川県音楽文化振興事業団 総務部	076—232—8111
福井県	財団法人 福井県文化振興事業団 事業振興課	0776-38-8288
山梨県	財団法人 やまなし文化学習協会 山梨県立県民文化ホール事業課	055-228-9131
長野県	財団法人 長野県文化振興事業団 事務局	026-291-4800
岐阜県	財団法人 岐阜県教育文化財団 教育文化「情場」担当	058-277-1139
静岡県	財団法人 静岡県文化財団 総務課	054-203-5710
愛知県	財団法人 愛知県文化振興事業団 事業課	052-971-5648
三重県	財団法人 三重県文化振興事業団 総務部 企画広報総務グループ	059-233-1105
滋賀県	財団法人 滋賀県文化振興事業団 事務局本部 企画担当	077—522—8369
京都府	京都府京都文化博物館	075—222—0888
京都市	京都芸術センター	075—213—1000
大阪府	大阪府 生活文化部文化課推進グループ	06—6946—1012
大阪府	財団法人 大阪21世紀協会	06-6942-2005
大阪市	財団法人 大阪都市協会 文化事業部	06—6208—8791
兵庫県	財団法人 兵庫県芸術文化協会 総務部総務課	078-321-2001
奈良県	奈良県 企画部文化観光課	0742-22-1101(内線2588)
和歌山県	財団法人和歌山県文化振興財団事務局企画課	073—436—1331
鳥取県	財団法人 鳥取県文化振興財団 総務課 芸術文化係	0857-21-8700
島根県	財団法人・島根県文化振興財団・企画情報課	0852-22-5505
広島県	財団法人のろしま文化振興財団	082-249-8385
広島市	財団法人 広島市文化財団 事業部事業課	082-244-0750
徳島県	財団法人 徳島県文化振興財団 事業部 ***********************************	088-622-8121
香川県	香川県 教育委員会事務局 文化行政課 総務芸術文化グループ	087—832—3785
愛媛県	財団法人 愛媛県文化振興財団 文化振興係	089—927—4777
高知県	財団法人 高知県文化財団 企画課	088-866-8006
福岡県	福岡県 生活労働部生活文化課	092—643—3382
福岡市	財団法人 福岡市文化芸術振興財団 総務課 文化芸術情報館	092—263—6265
佐賀県	佐賀県 企業メセナ協議会 環境生活局生活文化課	0952-25-7340
熊本県	熊本県 企画振興部 文化企画課	096—381—8722
大分県	大分県 企画文化部 文化振興課	097—536—1111
沖縄県	沖縄県 文化環境部 文化振興課	098-866-2768

# 助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出えんし、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団(助成型財団)があります。

これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会が設立されて、現在、23法人が加盟しています。

# 芸術文化助成財団協議会

名称(設立年月日)		代表者		主な助成分野	主な助成対象	平成14年度助成実績
(財)サントリー音楽財団 (S45.1.10)	理	事 長 堤	剛	音楽	公演, 出版	714万円
(財) 日本交響楽振興財団 (S48.3.30)	숲	長 秋元 勇	e	音楽(オーケストラ)	公演	演奏会開催による助成
(財) ソニー音楽芸術振興会 (S52.4.20)	理	事 長 大賀 典	雄	音楽(クラシック)	公演	120万円 その他演奏会開催による助成
(財) 鹿島美術財団 (S57.11.16)	숲	長 鹿島 昭	_	美術	調査研究,出版,国際交流	3,494万円
(財) 冲永文化振興財団 (S60.2.1)	理	事 長 冲永 荘	_	地域文化(民俗芸能)	公演,保存伝習事業	240万円
(財) セゾン文化財団 (S62.7.13)	理	事 長 堤 清	_	現代演劇,現代舞踊	舞台芸術団体運営, 創造環境整備活動	9,850万円
(財) 三菱信託芸術文化財団 (S62.12.10)	理	事 長 中野 豊	±	音楽(オーケストラ, オペラ),作曲家団体	公演,音楽祭,海外公演	6,000万円
(財) アフィニス文化財団 (S63.3.31)	理	事 長 長岡	實	音楽(オーケストラ)	公演,音楽祭,音楽家養 成海外派遣	6,443万円
(財) 三井住友海上文化財団 (S63.10.21)	理	事 長 松方	康	音楽,郷土芸能	公演, 国際交流 (アマチュ ア団体)	4,400万円
(財) アサヒビール芸術文化財団 (H1.3.31)	理	事 長 福地 茂	雄	美術,音楽	展覧会,公演,留学生ス カラーシップ	4,492万円
(財) UFJ信託文化財団 (H1.11.28)	理	事 長 増永 保	夫	地域文化(音楽,演劇, 伝統芸能,美術)	公演,展覧会	2,000万円
(財) 五島記念文化財団 (H2.3.16)	理	事 長 横田 二	郎	美術,音楽(オペラ)	新人研修,公演(オペラ)	2,747万円
(財) 野村国際文化財団 (H2.5.22)	理	事 長 氏家 純	_	音楽,美術等	音楽,展覧会,新人育成	18,320万円
(財) 花王芸術・科学財団 (H2.10.8)	理	事 長 後藤 卓	也	美術,音楽,科学技術	展覧会,公演,芸術・科学 技術の研究	6,079万円
(財)ロームミュジックファンデーション (H3.2.19)	理	事 長 佐藤研一	郎	音楽	公演, 国際交流, 調査研究, 奨学援助	8,164万円
(財) 明治安田クオリティオブライフ文化財団 (H3.6.10)	理	事 長 大島 雄	次	音楽,伝統文化	人材育成	7,270万円
(財)全国税理士共栄会文化財団 (H3.10.1)	理	事 長 惣洞 和	子	地域文化(芸術活動, 伝統芸能,伝統工芸芸術)	公演,人材育成,保存	1,150万円
(財) よんでん文化振興財団 (H3.10.1)	理	事 長 山本	博	四国地域の文化活動 (美術,音楽)	展覧会, 公演	1,062万円
(財)朝日新聞文化財団 (H4.5.18)	理	事 長 箱島 信	_	音楽,美術	公演,展覧会	2,200万円
(財) ユニオン造形文化財団 (H6.5.24)	理	事 長 立野 純	=	空間造形デザイン	調査研究, 国際交流, 若 手の在外研修	1,265万円
(財) ローランド芸術文化振興財団 (H6.9.19)	理	事 長 梯 郁太	郎	電子芸術	電子技術を応用した芸術文 化活動	680万円
(財) エネルギア文化・スポーツ財団 (H6.10.7)	理	事 長 多田 公	黑	中国地域の文化活動 (美術、 音楽、伝統文化、スポーツ)	公演,展示,保存・伝承, スポーツ振興	3,245万円
(財)新日鐵文化財団 (H6.11.4)	理		晃	音楽(洋楽,邦楽)	公演	135万円



# 地域における文化の振興

近年、心の豊さを求める国民の意識が高まるなか、人生に愉しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした機運を背景として、文化庁では優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根付いた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など、地域における芸術文化の振興、蓄積や発信を促進しています。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し、 尊重しあう土壌を醸成するものであることから、地域や学校教育の場において、子どもたちが優れた芸 術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充しています。

施策	概  要	平成16年度予算額
(1) 次世代伝統文化継承事業 ふるさと文化再興事業	地域において守り伝えられてきた,個性豊かな伝統文化の 継承・発展を推進するための伝承者等の養成,用具等の整備, 映像記録等の作成などの地域伝統文化伝承事業を支援	8億5,421万円
(2) 芸術情報の発信拠点の整備 芸術情報プラザ	公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、芸術文化に関する情報提供や活動に対する指導助言を行うための芸術文化活動支援員の設置などを実施	1億1,402万円
(3) こどもの文化芸術体験活動の推進 ①本物の舞台芸術に触れる機会の 確保	学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸 能に身近に触れる機会を提供	51億7,393万円 25億3,904万円
②伝統文化こども教室事業	次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供	13億600万円
③学校の文化活動の推進	優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出 身地域の学校等に派遣し、講話、実技披露等を行う	1億4,418万円
④文化体験プログラム支援事業 ア 文化体験プログラム支援事業	子どもたちが日常の生活圏の中で,年間を通じて様々な文 化に触れ,体験できるプログラムを作成・実施	11億8,471万円 4億2,519万円
イ 「文化芸術による創造のまち」 支援事業	我が国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化を推進	7億5,952万円
(4) 国民の文化芸術活動への参加奨励 ①国民文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一 堂に集め、相互に共演、交流、発表する場として都道府県と の共催により開催	1億8,016万円
②全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、(社) 全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催	5,284万円 ※

<sup>※「</sup>学校の文化活動の推進」で計上。

# (1)地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化,都市化,急速な少子化・高齢化の進行,生活様式の変化の中で,各地域において守り伝えられてきた様々な伝統文化などが消滅の危機にさらされています。

このため、次世代へ伝統文化等の継承を図ることを目的に、地域において守り伝えられてきた個性 豊かな伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用を進めるために伝統文化保護団体 等が実施する事業への支援する「ふるさと文化再興事業」や、子どもたちに対し、我が国の伝統に根 ざした文化を体験できる事業などを行う「伝統文化こども教室事業」を実施します。

# (1) ふるさと文化再興事業

地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のためのマスタープランを策定し、これに基づき、伝統文化保存団体等が実施する伝承者の養成、用具等の整備、映像記録等の作成など伝統文化の継承・発展のための事業を支援します。

#### (2) 伝統文化こども教室事業

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶 道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供 します。



中山田屋台・大棚笠鉾(埼玉県 秩父市)



こどもエイサー教室 沖縄県青年団協議会 (沖縄県 那覇市)

# (2) 芸術情報の発信拠点の整備

全国的に調和のとれた芸術文化の発展を図るために、各地域における人々の芸術文化への意識の高まりに応え、それぞれの地域の風土を活かした舞台芸術の創造を目指して、地域における芸術文化活動の活性化と定着化を計画的に進めるため「芸術情報プラザ」事業を実施しています。

# 芸術情報プラザ

公立文化会館が自らの企画で優れた舞台芸術を提供できるよう,公立文化会館に対し芸術文化に関する情報等の提供や指導助言を行う芸術文化活動支援員の設置,アートマネージメント(芸術文化活動の企画,制作,広報など)に関する職員の資質の向上のための研修などを実施しています。

#### 芸術情報プラザの主な事業内容



#### ①芸術文化情報提供事業

芸術家・芸術団体の各種公演に関する情報資料や各地域の文化事業・文化活動等に関する情報を収集し展示するとともに、公立文化会館に提供する。



#### ②アートフェア (舞台芸術見本市)の開催

公立文化会館関係者に対し、各舞 台芸術ジャンルに関する理解を深 めるためのビデオを制作するとと もに、舞台芸術団体による直接的 な情報提供を行う。



# ③マッチング事業 (アドバイザーによる指導助言)

自主事業の企画とそれにふさわしい公演を行える芸術家・芸術団体を専門的知識を持つアドバイザーにより結びつけるなど、自主事業の円滑かつ効率的な運営のためのアドバイスを行う。



# ④芸術文化活動支援員の設置 芸術文化活動の企画、芸術監督等 の専門家を派遣し、創造活動を支 援する。



#### ⑤アートマネージメント研修 事業(中央研修・ブロック別 研修の開催(7ブロック))

管理運営等の職員を対象に,アートマネージメントに関する研修を 実施する。



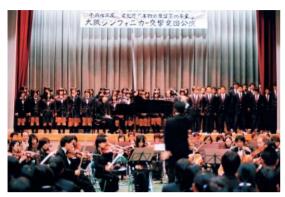
#### ⑥技術職員研修事業 (中央研修・ブロック別研 修の開催 (7 ブロック))

技術職員を対象として,舞台技術 に必要な知識,技術に関する研修 を行う。

芸術情報プラザは社団法人全国公立文化施設協会内に設置されています 〒163-1469 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F(私書箱2572) TEL 03-5353-0321 FAX 03-5353-0322 開設時間 AM10:00~PM4:00(土・日・祝日は休業) http://www.zenkoubun.jp/

# (3) こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、本物の文化芸術に直接触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るために、「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」「学校の文化活動の推進」及び「文化体験プログラム支援事業」を『こどもの文化芸術体験活動の推進』(文化芸術創造プラン)として実施しています。



本物の舞台芸術体験事業 大阪シンフォニカー交響楽団 香川県立飯山高等学校



文化体験プログラム支援事業 京都府 亀岡市

# 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

子どもたちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行っています。

「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」では、次のような事業を行っています。

- ○小・中・高等学校の体育館で実施する事業(学校公演)
- ◇優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施

公演種目:合唱,オーケストラ,音楽劇,演劇,文楽,洋舞,邦楽・邦舞

◇芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施

- ○公立文化施設で実施する事業(公立文化施設公演)
- ◇優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞

公演種目:合唱,オーケストラ,オペラ,音楽劇,演劇,歌舞伎,能楽,文楽,洋舞,邦楽・邦舞

◇芸術文化団体によるワークショップ

公演にあわせて専門家による鑑賞指導などのワークショップを実施

◇バックステージツアー等の開催

公演にあわせて日頃接することのない公演の舞台裏の見学などを実施

#### 学校の文化活動の推進

非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、優れた 技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話を通して、子どもたちの芸術へ の関心を高めます。また、子どもたちに文化部活動の成果発表の舞台を提供することによって、目的 意識を持ち文化部活動に参加することができるようにしています。

「学校の文化活動の推進」では、次のような事業を行っています。

#### ○学校派遣講演

◇被派遣者:学校が設置されている地域出身の芸術家・伝統芸能の保持者等

◇対 象:小・中・高等学校の児童・生徒,教員及び保護者

◇具体的内容:講演, 実技披露等

○指導者指導

◇被派遣者:地域の芸術家・伝統芸能の保持者等

◇対 象:学校の文化部活動の指導を行う担当教員

◇具体的内容:文化部活動指導者への指導

○文化部活動の発表機会の充実

◇全国高等学校総合文化祭 (平成16年度、徳島県で実施)

◇全国高等学校総合文化祭優秀校公演(国立劇場で実施)

#### 文化体験プログラム支援事業

子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる機会を提供することは、豊かな感性を引き出し心豊かな教育の再興に資するものです。このため、各市町村が年間を通じて、子どもたちが気軽に多種多様な文化に直接触れあい、体験できるプログラムを作成し、モデル事業として実施することを支援しています。(全国47モデル地域)

#### ○プログラム例

- ◇芸術文化、伝統芸能、文化財に直接触れたり、ワークショップに参加する事業
- ◇国宝,重要文化財,埋蔵文化財や地域の風土・歴史に直接触れる事業
- ◇天然記念物の保護を通じ、自然環境の伝承・保全をこどもたちが認識する野外観察

#### 「文化芸術による創造のまち」支援事業

我が国の文化芸術の源は、全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり、文化芸術の創造、発信、交流を通して活性化を図ることは全国の均衡のとれた文化振興につながるとともに、我が国の文化水準の指標となるものであり、その向上を図るため文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化をモデル事業として実施することを支援しています。(全国47モデル事業)

# ○対象事業

◇人材育成:地域文化リーダー(指導者)の育成

◇団体育成:地域の芸術文化団体の育成

◇発信交流:シンポジウム等による発信・交流

# (4) 国民の芸術文化活動への参加の奨励

# 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の各種文化活動を全国規模で発表すること等により、文化活動への参加意欲に応えるとともに、その水準を高めるために開催している国民の文化の祭典です。

#### 主な内容

(主催事業) 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。					
総合フェスティバル	アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバル等を実施。				
シンポジウム	アマチュア文化活動,地域文化活動等を含めた日本文化の動向について,様々な側面 からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。				
分野別フェスティバル	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、県から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。				

〈協賛事業〉国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体等の主催により開催される。各種 公演事業やコンクール、フェスティバル、展示など。



国民文化祭シンボルマーク (福田繁雄 作)



第27回全国高等学校総合 文化祭福井大会 パレード

# 全国高等学校総合文化祭

高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日頃の文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典です。

# 主な内容

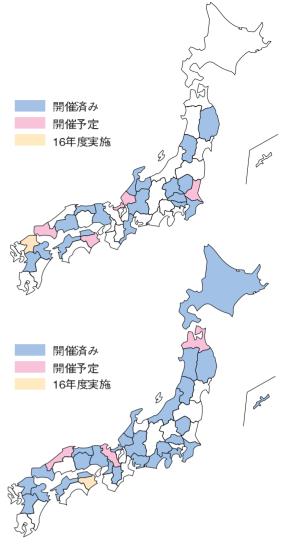
総	合 開	会	式	式典、交歓会など。
/1	レ	_	ĸ	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレードなど。
開	催	部	門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽、管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

# 国民文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回 (年度)	都道府県名	回 (年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	
1回(S61)	東京	9回(H6)	三重	17回(H14)	鳥 取	
2回(S62)	熊本	10回(H 7)	栃木	18回(H15)	山 形	
3回(S63)	兵 庫	11回(H 8)	富山	19回(H16)	福岡	
4回(H1)	埼 玉	12回(H 9)	香川	20回(H17)	福井	
5回(H2)	愛媛	13回(H10)	大 分	21回(H18)	山口	
6回(H3)	千 葉	14回(H11)	岐 阜	22回(H19)	徳島	
7回(H4)	石川	15回(H12)	広 島	23回(H20)	茨 城	
8回(H5)	岩 手	16回(H13)	群馬			

# 全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定県

回 (年度)	都道府県名	回 (年度)	都道府県名	回 (年度)	都道府県名
1回(S52)	千 葉	12回(S63)	熊本	23回(H11)	山形
2回(S53)	兵 庫	13回(H 1)	岡山	24回(H12)	静岡
3回(S54)	大 分	14回(H 2)	山梨	25回(H13)	福岡
4回(S55)	石川	15回(H 3)	香川	26回(H14)	神奈川
5回(S56)	秋 田	16回(H 4)	沖縄	27回(H15)	福井
6回(S57)	栃木	17回(H 5)	埼 玉	28回(H16)	徳島
7回(S58)	日口	18回(H 6)	愛媛	29回(H17)	青 森
8回 (S59)	岐 阜	<b>19</b> 回(H 7)	新潟	30回(H18)	京 都
9回(S60)	岩 手	20回 (H 8)	北海道	31回(H19)	島根
10回 (S61)	大 阪	21回(H 9)	奈 良	32回(H20)	群馬
11回(S 62)	愛知	22回(H10)	鳥 取		·





第19回国民文化祭・ふくおか2004 (平成16年10月30日~11月14日福岡県)



第28回全国高等学校総合文化祭 (平成16年7月30日~8月3日 徳島県)

# (5) 美術館・歴史博物館の振興

# 登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまで21件の美術品が登録され(平成16年4月1日現在)、それぞれ美術館で公開されています。



登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館常設展にて



「若き日の仏陀」オディロン・ルドン作 絵画 (京都国立近代美術館において公開)

# 〈登録美術品公開までの流れ〉

美術品所有者から文化庁に申請

#### 文化庁の審査

文化庁長官が、美術品に関し広く高い識見を 有する者の意見を参考に、登録の可否を決定

登録美術品の所有者と美術館の間で公開契約 の締結

登録美術品の公開 (国民の美術品を鑑賞する機会の拡大)

# 〈登録美術品の特色〉

- ●登録されても所有権は移転しない。
- ●美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- ●相続税を納税する際、登録美術品による 物納を希望する場合は、一般の美術品に 比べて物納することが容易になっている。 (相続税の物納の特例措置)

# 質の高い美術館・博物館の館活動の推進

# ●芸術拠点形成事業 (展覧会事業等支援)

美術館・歴史博物館が、それぞれの地域の文化芸術の中核としてふさわしい質の高い館活動を促進することにより、我が国の文化芸術水準の一層の向上を図ることを目的として、美術館・歴史博物館等が行う以下の事業に対して支援を実施しています。

# ①地域の中核館として複数の館や学校等と連携して行う事業

地域の他の美術館・博物館や学校等が連携して行う共同研究・研修事業等や学校・文化施設等への 巡回展等地域の拠点となる展覧会等の事業



比企歴史の丘推進事業(埼玉県立歴史資料館他)

# ②先進的な展示・教育普及手法の開発等の事業

IT等を活用した展示・教育普及手法の開発やアウトリーチ活動(学芸員等が学校等に出かけて行う体験型の教育普及活動)用の教材開発等



体験学習「名人からの伝授!昔の遊び」 (一関市博物館)

# (③美術館・博物館の自主企画による諸外国との交流展覧会等の事業)

美術館・博物館の国内で実施する自主企画の諸外国との交流展覧会や海外の学芸員等を招聘して行う講演会・シンポジュウム・共同研究等の海外交流事業



日韓文化芸術交流史の解明と普及による芸術文化拠 点形成事業(大阪歴史博物館他)

# (6) 芸術文化活動を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研 修 名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設 アートマネージメ ント研修会	文化庁,(社) 全国公立文化 施設協会	3 日間	全国の公立文化会館 の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネー ジメントに関する研修
ブロック別公立文 化施設アートマネ ージメント研修会	文化庁, (社) 全国公立文化 施設協会	2~3日間	各ブロックの公立文 化会館に勤務する経 験年数の比較的浅い 管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネージ メントに関する基礎的研修
全国公立文化施設 技術職員研修会	文化庁,(社) 全国公立文化 施設協会	3 日間	全国の公立文化会館 に勤務する舞台技術 担当の中堅職員	照明,音響,舞台機構等舞台技術 に関する研修
ブロック別公立文 化施設技術職員研 修会	文化庁, (社) 全国公立文化 施設協会	2~3日間	各ブロックの公立文 化会館に勤務する経 験年数の比較的浅い 舞台技術担当職員	照明,音響,舞台機構等舞台技術 に関する基礎的研修
キューレーター実務研修	独立行政法人 国立博物館・ 独立行政法人 国立美術館	2ヶ月以上	公私立博物館,美術館の人文系の学芸担 当職員等で,勤務経験が原則として5年 以上の者	公私立博物館・美術館の学芸担 当職員等の専門的知識及び技術の 向上を図るための実務研修等
美術館・歴史博物館学芸員専門研修会	文化庁・独立 行政法人国立 美術館	5日間×2	公私立美術館・歴史 博物館の学芸員等 で、勤務経験が原則 として3~10年の者	展覧会の企画、展示品の保存管理等の技術面から館運営の現状と課題にいたるまでの専門的知識の向上のための研修
美術館等運営研究 協議会	文化庁・独立 行政法人国立 美術館	2日間	公私立美術館・歴史 博物館の管理・運営・ 利用に関係する者	美術館・歴史博物館の運営に関する 研究協議会
歴史民俗資料館等 専門職員研修	文化庁 国立歴史民俗 博物館	5日間×2	歴史民俗資料館・ 博物館等の専門職 員で実務経験5年未 満の者 50名程度	歴史資料,考古資料,民俗資料等の調査,収集,保存,公開等に関する必要な専門的知識,技能の研修
指定文化財 (美術 工芸品) 企画・展 示セミナー	文化庁	5日間×2	指定文化財(美術工 芸品)を公開する博 物館等の学芸担当者 50名程度	有形文化財(美術工芸品)の公開に 関わる専門的知識,技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研 修	東京文化財研究所	2週間	国公私立博物館、美 術館等の学芸員で保 存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及 び技術についての講義・実習
埋蔵文化財発掘技 術者研修	奈良文化財研 究所	研修・課程 ごとにそれ ぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵 文化財担当職員等 計200名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般 及び専門知識と技術に関する研修

# (7)文化ボランティアの推進

国民の文化芸術活動への参加の機会の拡大を図るため,文化庁では,文化ボランティア活動の環境整備を図っています。

#### (1) 文化ポランティア活動推進事業

平成16年度予算 81百万円

# 1.情報提供・交換事業

5百万円

インターネット上の情報交換の場の運営

インターネットを利用し,文化ボランティア関係情報について文化ボランティア 関係者が相互に情報提供・交換することができる場を運営。

実践事例集の作成,配布

各地域の文化ボランティアの実践事例,活動上の工夫等を取りまとめ,文化ボランティア関係者へ提供。

# 2. 文化ポランティア推進モデル事業

50百万円

文化施設, NPO 法人等において, 多様な観点から文化ボランティアの継続的な活動の場の創設, 提供を行うモデル的な取組を支援。

#### 3.日本語ボランティア活動の支援・推進事業

26百万円

外国人の日本語学習を支援するボランティアに対して専門的な技術や能力を向上させるための研修会の開催等を支援。

# (2)「文化ポランティア通信」の発行

文化ボランティアに関する各種情報等を文化庁ホームページ等を通じて提供。(文化庁ホームページ http://www.bunka.go.jp/)

# (8) 関西元気文化圏等

#### | 「関西元気文化圏| について

河合隼雄文化庁長官が提唱する「日本の社会を文化で元気にしよう」という取り組みの一環として、文化庁と関西の関係団体との連携により、平成15年度から関西の2府7県(京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、徳島県)に及ぶ関西地域において「関西元気文化圏 – 『文化』で関西から元気になろう – 』を推進しています。

平成15年8月には、「関西元気文化圏」の関西における推進組織である「関西元気文化圏推進協議会」が設立され、積極的な協力体制の枠組みの下、文化団体や企業が行う文化関連事業、自治体の関係事業、文化庁の関係事業など多様な文化活動の展開による文化圏の一体化・活性化の一層の推進に一緒に取り組んでいます。

# 「関西元気文化圏」参加事業(共催事業)の特色ある取組

平成16年5月末現在、約2,000件の事業登録をいただいております。以下、これまでに実施された特色ある事業を御紹介いたします。

- 歌舞伎発祥400年 ~鴨川河川敷に阿国の歌舞伎踊り復活!~ 鴨川河川敷の使用許可を受け、千人を越える観客が見つめる中、鴨川河川敷において、阿国 歌舞伎が400年ぶりに復活しました。
- 第1回京都学生祭典 ~学生による文化再生~

「大学のまち京都」にて京都の活性化,京都ブランドの復権,京都から全国への文化発信を目的に、学生を中心に産・官・学・地域が連携し全国にも例を見ない京都発の「学生まつり」を企画実施。

○ 特別史跡平城宮跡朱雀門結婚式 ~「市民との協働」で「公の空間」を「新たな文化資産」に~ 朱雀門は平城宮跡に歴史的建造物として文化庁が復元整備し、管理していますが、文化資産 の積極的活用を進める観点から、使用を許可し結婚式が執り行われました。



こちらのロゴマークをパレー ドの広報にご利用いただき ました。

阪神から文化力のロゴマーク



朱雀門での結婚式の様子

観光客からも祝福を 受ける新郎新婦

#### □ 「文化力」ロゴマークについて

関西地域における文化活動の充実や文化圏の一体感を醸成することをねらいとして、同地域において行われる予定の文化に関連する様々な活動や事業を対象に、共通のロゴマークの使用並びに協働による広報活動へ一緒に取り組んでいただける方々の参加を呼びかけているものです。

関西元気文化圏Webサイト(http://bunka-ryoku.goo.ne.jp/)上で、 どなたでも申請手続きができます。

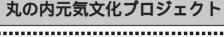


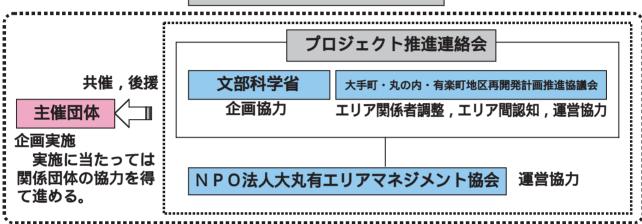
# 「丸の内元気文化プロジェクト」について

文部科学省が丸の内地域に移転し、地域の一員として「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推 進協議会」に参加したのを契機に、この地域からの文化発信の動きを一層推進していくため、同協議 会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトは、この地域で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことを目指すものです。プロジェクトの実施にあたっては、さまざまな分野で活動を行っている芸術文化団体が地域内企業、NPO法人「大丸有エリアマネジメント協会」などが協力して進めていきます。

# 実施体制





# 🗍 「丸の内元気文化プロジェクト」で実施されているプログラム

映画鑑賞会や落語口演会、オーケストラによる演奏会などを定期的に開くほか、各芸術 文化団体の一般向け公演など様々なプログラムを実施しています。

(プログラムに関する情報は、丸の内エリア情報サイト【丸の内ドットコム】にて随時更新 http://www.marunouchicom/bunka)

#### 参加事業の受付

本プロジェクトの趣旨に賛同する参加事業の登録を受け付けています。登録すると、

- ①「丸の内元気文化プロジェクト参加事業」名義を使用した活動の実施や広報
- ②「丸の内から文化力」ロゴマークを使用した活動の実施や広報
- ③推進連絡会による、事業の広報協力
- などが可能になります。(登録受付窓口:文化庁文化広報推進室 (03-6734-3161))



# 文化財の保存と活用

# (1) 文化財の保護の仕組み

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(美術工芸品、建造物、民俗資料)については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

#### ◆国指定等文化財件数一覧

平成16年4月1日現在

指定	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)			10,12	12,370 国宝 10,120 (美術工芸品) 2,250 (建造物)			1,064 853 211	3	
	史跡名勝天然記念物 (史跡) (名勝) (天然記念物)			2,71 1,49 28 92	95 19	(5	史跡名勝天然記念 史跡) 名勝) 天然記念物)	物	161 60 29 72	) }
	重要有形民俗文	化財					201	'		
	重要無形民俗文化財			229						
	重要無形文化財各個認			保持者				/-	持団体	
				各個記		固認	定		松	合認定
		指定件数	1:	保持者数	指定	2件数	保持者の団体数	指定件数	団体	数
	芸能	38件		57名	1	1件	11団体	_	_	
	工芸技術	47件	57:	名(56名)	-	_	_	13件	13団	体
選定	重要伝統的建造物群保存地区			62地区						
	選定保存技術			(保持者)47件(51人) (保存団体)23件 25団体(23団体)				体)		
登録	登録有形文化財(建造物)			4,046件						

- (注)1 史跡、名勝、天然記念物の内、複数の指定がかかっているものについては、便宜上いずれかひとつに含めている。
  - 2 工芸技術の部に重複認定者が1名いるため、実人員は()内の数となる。
  - 3 選定保存技術の保存団体数のうち、() 内の数は実団体数を示す。



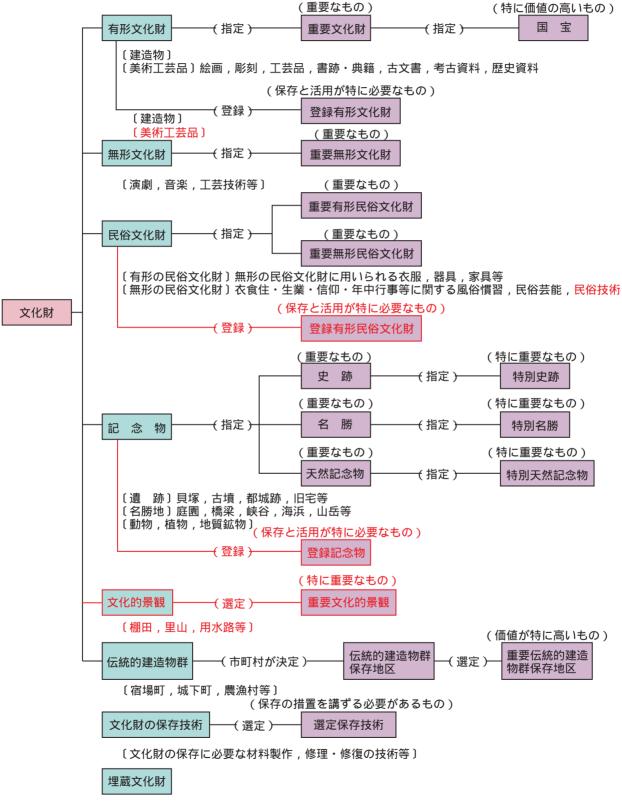
「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国に押し進めるための "旗印"として、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である 学様(組み物)のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

# 文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。

#### ◆文化財の体系図



赤字は,文化財保護法の改正による追加(平成17年4月1日施行,詳細はP58参照)

# ◆国, 地方公共団体, 所有者, 国民の主な役割

# 玉

- 一文化財保護法の制定
- 一重要は文化財の指定、選定、保存と活用が特に必要は文化財(建造物)の登録
- 一指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、命令、勧告
- 一指定文化財の現状変更等の規制、輸出の制限、原状回復命令
- 一指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助
- 一文化財の公有化に対する地方公共団体への補助
- 一指定文化財等に係る課税上の特例措置の設定
- 一博物館、劇場等の公開施設、文化財研究所の設置、運営

#### 地方公共団体

- 一文化財保護条例の制定
- 重要な文化財の指定、選定等(国指定等を除く)
- 一指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限
- 一指定文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助
- 一文化財の保存・公開のための施設の設置、運営
- 一文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進
- 一管理団体として国指定文化財の管理、修理等

文化財

※地方公共団体により差異がある。

# 所有者等

- 一国及び地方指定文化財等に関し、所有者の変更、滅失、毀損、所在の変更等に係る届け出
- 一文化財の管理、修理
- 一文化財の公開
- **一重要文化財等の譲渡に際しての国に対する売渡の申出**

※地方公共団体により差異がある。

# 国民

- 一国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力
- 一遺跡の発見に関する届け出
- ―周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘に際する届け出
- 一埋蔵文化財調査のための発掘に際する届け出

# ①有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。 このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

#### ■建造物

平成16年4月1日現在,2250件,3,844棟(うち国宝211件,255棟)の建造物が指定されています。これらの指定文化財建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、小修理を除き大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また,近年では,我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも,社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について,所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。



国宝 知恩院三門(京都府京都市)



重要文化財 東京駅丸ノ内本屋 (東京都千代田区)



重要文化財 白山神社能舞台(岩手県平泉町)



重要文化財 舞鶴日鎮守府水道施設(京都府舞鶴市)

◆国宝・重要文化財 (建造物) 時代別指定・棟数

平成16年4月1日現在

	M.104 + 7.3   E.50.E.						
	種類別	件数	棟 数				
近	神社	(36) 555	(58) 1,102				
世	寺院	(152) 834	(158) 1,086				
以	城郭	(8) 52	(16) 234				
前	住宅	(12) 93	(20) 148				
တ	民 家	324	674				
分	その他	(3) 192	(3) 261				
類	小計	(211) 2,050	(255) 3,505				
	宗教建築	16	16				
近	住居建築	56	148				
	学校建築	31	56				
代	文化施設	24	34				
の	官公庁舎	19	24				
分	商業・業務	15	16				
华西	近代化遺産	17	17				
類	その他	22	28				
	小計	200	339				
	合 計	(211) 2,250	(255) 3,844				

(注)1 ( )内は国宝で内数

#### ■美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成16年4月1日現在、10,120件(うち国宝853件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修理は、所有者または管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体、その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

<sup>2</sup> 近代化遺産は「構」で数える

# ②無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体現されます。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式がとられています。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者(いわゆる「人間国宝」)に対し特別助成金(年額200万円)を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業に対しその経費の一部を助成しています。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っています。

また,重要無形文化財に指定されていないが,我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり,記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について,「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し,国や地方公共団体が記録作成を行っています。



重要無形文化財「歌舞伎立役」保持者 寺嶋 秀幸(芸名 尾上 菊五郎)



重要無形文化財「献上博多織」小川 規三郎



小川 規三郎作「間道名古屋帯」(昭和60年)

# ◆重要無形文化財指定及び同保持者等認定件数

平成 16 年 4 月 1 日現在

		T/02, 10 4	4月1日現在
		指定	件数
区分	種類	各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸 能	雅楽	0件	1件
	能 楽	7	1
	文 楽	3	1
	歌舞伎	5	1
	組 踊	1	1
	音 楽	19	6
	舞踊	1	0
	演芸	2	0
	小 計	38	11
工芸技術	陶芸	12件	3件
	染 織	14	6
	漆芸	5	1
	金工	7	0
	木竹工	2	0
	人 形 r tきゎ b	2	0
	手漉和紙	3	3
	截 金	1	0
	撥鏤	1	0
	小 計	47	13
	合 計	85件	24件

# ③民俗文化財

民俗文化財には、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。平成16年4月1日現在、201件が重要有形民俗文化財に、229件が重要無形民俗文化財に指定されています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用整備や防災施設など保存のために必要な施設の設置等の事業に対して助成を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して助成を行っています。このほか、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の伝承、活用事業などに対して、その経費の一部を補助しています。

また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成したり、地方公共団体等が行う記録作成事業に対して助成を行っています。平成16年4月1日現在、546件が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されています。

#### ◆重要有形民俗文化財指定件数

平成 16年 4 月 1 日現在

種類	件数
衣食住に用いられるもの	28
生産,生業に用いられるもの	83
交通,運輸,通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	36
民俗知識に関して用いられるもの	6
民俗芸能 娯楽 遊戯に用いれるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	201

# ◆重要無形民俗文化財指定件数

平成 16 年4月1日現在

種類	件数
風俗慣習	87
民俗芸能	142
合 計	229



重要有形民俗文化財 「会津只見の生産用具と仕事着コレクション」



重要無形民俗文化財「小滝のチョウクライロ舞」

# ④記念物

記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝塚, 古墳, 都城跡, 城跡, 旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に 指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、 「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしよ うとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。規制により財 産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされていますが、通例、地方 公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買い取ることにより実質的な補償に配慮しています。また、 史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。



特別史跡 キトラ古墳南壁の壁画「朱雀」 (提供:独立行政法人文化財研究所奈良文化財 研究所)



特別名勝 富士山(提供:山梨県教育委員会)



特別天然記念物 アホウドリ(提供:長谷川 博)

# ◆史跡の種類別・時代別指定件数

平成 16年 4月 1日現在

分類	計
貝塚・古墳等	621 (14)
都城跡等	305 (19)
社寺跡等	253 (14)
学校その他教育・学術文化に 関する遺跡	24 (3)
医療施設その他社会・生活に 関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活 動に関する遺跡	153 (2)
墳墓・碑等	70 (3)
旧宅・園地等	83 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	7
合 計	1,522 (61)

(注)()内は特別史跡で内数である。

#### ▶天然記念物の種類別指定件数

平成 16年 4月 1日現在

分 類	件 数
動物	191(21)
植物	535(30)
地質・鉱物	218(20)
天然保護区域	23(4)
合 計	967(75)

(注)()内は特別天然記念物で内数である。

# ◆名勝の種類別指定件数

	平成 16年 4 月 1 日現		
分	類	件 数	
庭	園	180(23)	
公	悥	5	
橋	梁	2	
花	樹	13	
松	原	6(1)	
岩石,	洞穴	11	
峡谷,	渓 流	34(5)	
瀑	布	9	
湖	沼	2(1)	
湧	泉	1	
海	浜	27	
島		9(2)	
砂	。 <b>嘴</b>	1(1)	
山	岳	15(2)	
河	Ш	1	
展望	地点	10	
合 計		326(35)	

(注)()内は特別名勝で内数である。

※件数は、同一の物件につき、2つの 種別に重複して指定が行われている場 合、それぞれの種別につき1件として 数えている。

# ⑤ 伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、 門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝 統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として 選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導または助言をすることができるとされていま

重要伝統的建造物群保存地区については、市町村が、条例で保存地区の現状を変更する行為の規制 などの措置を定め保護を図っており、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し保存に 関し指導助言を行うほか、管理、修理、修景(伝統的建造物以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和 させること)などに対して補助を行っています。

また、重要伝統的建造物群保存地区は主に木造の建築で構成されており、防災、特に火災に対する 対策が必要なため、市町村は景観に配慮した防災施設等の整備事業を計画的に進めています。これに ついても、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し指導助言するとともに補助を行っ ています。

平成16年4月1日現在,重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区は,56市町村で62地区 (合計面積約2.428.9ha) あり、10.867件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されています。

#### ◆重要伝統的建造物群保存地区一覧

- 1 函館市元町末広町(港町 北海道)
- 2 弘前市仲町(武家町 青森) 3 金ケ崎町城内諏訪小路(武家町 岩手)
- 4 角館町角館(武家町 秋田)
- 5 下郷町大内宿(宿場町 福島)
- 6 川越市川越(商家町 埼玉)
- 佐原市佐原(商家町
- 8 小木町宿根木(港町 新潟
- 9 高岡市山町筋(商家町 富山)
- 10 平村相倉(山村集落 富山)
- 11 上平村菅沼(山村集落 富山)
- 12 金沢市東山ひがし(茶屋町 石川)
- 13 上中町能川宿(宿場町 福井) 14 早川町赤沢(講中宿 山梨)
- 15 東部町海野宿(宿場町 長野)
- 16 南木曽町妻籍宿(宿場町 長野) 楢川村奈良井(宿場町 長野)
- 18 白馬村青鬼(山村集落 長野)
- 高山市三町(商家町 岐阜) 20 美濃市美濃町(商家町 岐阜)
- 岩村町岩村本通り(商家町 岐阜)
- 22 白川村荻町(山村集落 岐阜)
- 23 閏町閏宿(宿場町 三重)
- 24 大津市坂本(門前町 滋賀) 25 近江八幡市八幡(商家町 滋賀)
- 26 五個 荘町 金堂 (農村 集落 滋賀)
- 27 京都市上賀茂(社家町 京都) 28 京都市産寧坂(門前町 京都)
- 29 京都市祇園新橋(茶屋町 京都)
- 30 京都市嵯峨鳥居本 (門前町 京都)
- 31 美山町北(山村集落 京都)

- 32 宮田林市宮田林(寺内町 大阪)
- 33 神戸市北野町山本通 (港町 兵庫)
- 34 櫃原市今井町(寺内町 奈良)
- 35 倉吉市打吹玉川(商家町 鳥取)
- 36 大田市大森銀山(鉱山町 島根)
- 倉敷 市倉 敷川畔 ( 商家 町 岡山) 37
- 成羽町吹屋(鉱山町 岡山)
- 39 竹原 市竹 原地区 (製塩 町 広島)
- 豊町御手洗(港町 広島) 41
- 萩市堀内地区(武家町 山口) 42 萩市平安古地区(武家町 山口)
- 43 萩市浜崎(港町 山口)
- 44 柳井市古市全屋(商家町 山口)
- 45 脇町南町(商家町 徳島)
- 丸亀市塩飽本島町笠島 (港町 香川) 46
- 47 内子町八日市護国(製蝋町 愛媛)
- 48 室戸市吉良川町(在郷町 高知)
- 49 甘木市秋月(城下町 福岡)
- 八女 市八 女福島 (商家 町 福岡) 吉井 町筑 後吉井 (在郷 町
- 52 有田町有田内山(製磁町 佐賀)
- 53 長崎市東山手(港町 長崎) 54 長崎市南山手(港町 長崎)
- 55 日南市飫肥(武家町 宮崎)
- 56 日向市美々津(港町 宮崎)
- 57 椎葉村十根川(山村集落 宮崎)
- 58 出水市出水麓(武家町 鹿児島) 59 知覧町知覧(武家町 鹿児島)
- 60 入来町入来麓(武家町 鹿児島)
- 61 渡名喜村渡名喜島(農村集落 沖縄)
- 62 竹富町竹富島(農村集落 沖縄)



萩市浜崎伝統的建造物群保存地区(山口県)



入来町入来麓伝統的建造物群保存地区 (鹿児島県)

# ⑥文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によってこの制度が設けられ、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。



選定保存技術「歌舞伎床山」 保持者 鴨治歳一さん



選定保存技術「苧麻糸手績み」保存団体 宮古苧麻績み保存会

写真提供:平良市教育委員会

# ⑦埋蔵文化財

遺構や遺物が土地に埋蔵されている状態である埋蔵文化財については、調査または土木工事等のため発掘する場合や遺跡を発見した場合に届け出ることを義務づけています。また、文化庁及び地方公共団体において、全国的な埋蔵文化財の分布調査等の措置を行い、埋蔵文化財包蔵地の周知を図っています。

埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しては、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしています。ただし、個人が行う住宅の建設など、調査経費の負担を求めることが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしています。

#### ◆埋蔵文化財担当専門職員数

	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
市町村	4,276	4,391	4,357	4,404	4,433
都道府県	2,734	2,720	2,733	2,677	2,642
合 計	7,010	7,111	7,090	7,081	7,075

# ■出土品の取り扱い

発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなときを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければなりません。警察署長は、差し出された物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認められたもので所有者が判明しないものについては、原則として、都道府県に帰属します。

# ⑧登録有形文化財

平成8年の文化財保護法の改正によって、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財 建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度(重要なものを厳選し許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するものです。



学士会館(東京都千代田区)



茨城大学五浦美術文化研究所六角堂(茨城県北茨城市)



三菱重工業長崎造船所ハンマーへ、水型起重機(長崎県長崎市)



石崎漁港トンネル(北海道上ノ国町)

# ◆登録有形文化財(建造物)登録件数

平成16年4月1日現在

登	録	数	4,046件(1,689箇所)
関係	市町	村	610 市町村(区)
関係	都 道 府	于県	47 都道府県

# ◆時代別

江戸以前	明治	大 正	昭和
592	1,331	978	1,145

# ◆種別

建築物	土木構造物	その他の工作物
3,290	222	534



旧鈍川小学校二宮金次郎像台座 (愛媛県玉川町)

# 文化財保護制度の改善について

今日の社会構造や国民の意識の変化を踏まえ、国民の生活に密接に関係した文化的所産として新た に保護対象の拡大が求められる分野や、保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野への対応 など、文化財保護制度の改善が求められています。

このため、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会 答申等における指摘を踏まえ、第159回国会に「文化財保護法の一部を改正する法律案」を提出し、 平成16年5月21日に成立しました(平成16年5月28日公布,平成17年4月1日施行)。

#### 1.保護対象の拡大

#### ○文化的景観

棚田や里山など、人と自然の関わりの中で作り出された「文化的景観」を新たに保護の対象と し、国は都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、 支援することとしています。

#### ○民俗技術

鍛冶や船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産のための用具、用品等に関する製 作技術である「民俗技術」を民俗文化財として新たに保護の対象とすることとしています。

#### 2.保護手法の多様化

# ○登録制度の拡充

開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等の保護を図るため、届出制と指導・ 助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度を, 従来の建造物に加え, 他の有形の 文化財(建造物以外の有形文化財,有形の民俗文化財及び記念物)にも拡充することとしています。

# ◆文化的景観の事例



棚田 (※1)

#### ◆民俗技術の事例



釘鍛冶(※2)



船大工(※3)

- (※1) 山腹から山裾にかけて水が張られた田が幾重にも重なって昔ながらの姿で残っている独特の景観
- (※2) 一般的な鉄釘とは形状の異なる細長い板状の船釘など、伝統的な和釘を製作する技術
- (※3) 各地のさまざまな漁撈に用いられてきた伝統的な木造和船を製作、修理する技術

# 地方における文化財の指定と保護

文化財は各地域に所在するものであり、文化財保護行政は、国と地方公共団体とが一体となって総合的に推進することが不可欠です。そもそも文化財は、その所在する地方の文化と密接な関連を有するものであって、その保存及び活用を図ることは、地方文化の向上、発展に極めて重要なことであることから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもあります。

多くの地方公共団体は、その区域内に存する文化財で国指定以外のものの保護を図るため、文化財保護条例を定め、それに基づいて、その地方にとって価値ある文化財を指定し、保存と活用を図っています。平成13年5月1日現在、全ての都道府県及び全国3.249市町村のうち3.139市町村(96.6%)において文化財保護条例が制定されています。条例に基づいて指定された文化財は、平成15年5月1日現在、都道府県で20,166件、市町村で84,940件にのぼり、その数は年々増加しています。

# ◆都道府県・市町村文化財指定・選定一覧

平成15年5月1日現在

種	別	都道府県	市町村
有形文化財	建造物	2,650	8,679
有 ル 又 16 80	美術工芸品	9,278	38,922
無形。	文 化 財	164	828
民俗文化財	有形	653	5,458
元 旧 文 LL 刻	無形	1,672	5,732
	史跡	2,597	13,282
記念物	名   勝	235	887
	天然記念物	2,905	11,054
伝 統 的 建 造 物	勿群 保 存 地 区	_	63
文化財化	录 存 技 術	12	42

※市町村における「史跡」には、複数の市町村にまたがるものがあるため、合計は一致しない。

# (2) 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護・保存のためには国際的な交流・協力が不可欠です。 このため、文化庁では、日本古美術品の海外展や海外交流古美術展、文化財保存修復研究協力、世 界遺産の登録推薦を行うほか、無形遺産の継承と発展のため、ユネスコが行っている無形文化遺産の 保護に関する取組にも積極的に対応しています。

さらに、文化財の不法な輸出入等の規制や、アフガニスタン及びイラクの文化財の保護についても 取組を進めています。

# ①海外展

#### ■日本古美術品海外展

文化財を通じた国際交流は、国家間の文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を継続的に実施しています。

# ■博物館等海外交流古美術展

平成5年度より、我が国の国立博物館と諸外国の博物館・美術館との間で、相互に各々が所有する 日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を実施しています。



平成15年度日本古美術品海外展 「日本美術における四季」(於 オーストラリア)



平成15年度海外交流展 「日本の仏教美術」(於 國立慶州博物館)

# ②文化財保存修復研究協力

文化財の科学的な保存修復技術の研究開発とその実践における国際的な交流・協力は、この分野に おける世界の技術・研究水準の向上に有益です。

文化庁及び独立行政法人文化財研究所では、中国の敦煌文化財保存修復に関する調査研究、アジ ア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力,カンボジアのアンコール文化遺産保護に関する共同研究, アフガニスタン等文化財国際協力などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関 係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

また、東京文化財研究所の国際文化財保存修復協力センターでは、世界の文化財の保存・修復に関 する情報の収集、国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施し ています。

さらに文化庁では、アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力を推進するため、平成11年度 から、奈良県、奈良市、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得 て「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」を実施しています。

また、欧米諸国を中心とする諸外国の博物館等が所蔵する日本古美術品は、保存修復に関する専門 の技術者が不在であることなどのため定期的な修理がされず、経年による劣化等によりその保存状況 が悪化しているものが多数あります。このため独立行政法人文化財研究所では、海外の博物館に所在 する日本古美術品の調査を行うとともに、平成3年度からその修復協力を行っています。



アジア太平洋地域文化遺産保護修復集団研修(臨地講義:屋根瓦製作の実際)



アンコール遺跡群西トップ寺院発掘調査

# ③世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえの ない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成15年 11月現在177か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。本年は、中国の蘇州本部にて世界 遺産委員会が開催される予定です。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録 しています。日本からは文化遺産9件、自然遺産2件の合計11件が世界遺産に登録されています。

# 世界遺産一覧表に登録されているもの(平成16年4月現在)

〔文化遺産〕○法隆寺地域の仏教建造物

○白川郷・五箇山の合掌造り集落

○古都奈良の文化財

[自然遺産] ○屋久島 ○白神山地

○姫路城

○原爆ドーム ○厳島神社

○古都京都の文化財(京鞴,字満,大津)

○日光の社寺 ○琉球王国のグスク及び関連遺産群



「法隆寺地域の仏教建造物」



「姫路城」



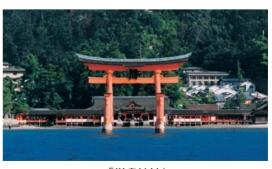
「古都京都の文化財(京都市, 宇治市, 大津市)」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」



「原爆ドーム」



「厳島神社」

# ④無形文化遺産の保護

#### ■人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

世界遺産条約の適用を受けない無形の文化遺産に関して、国際的な規範を確立し、その継承と発展を図ることを奨励するため、平成10年のユネスコ執行委員会において、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」という規約が採択されました。

本宣言は、無形遺産の傑作を讃えるとともに、政府等に対して、無形遺産の継承と発展を図ることを奨励することを目的とし、加盟国から候補として提出されたものの中からユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作として宣言し、リストを定期的に加盟国等に配布するものです。

これまでに、我が国の「能楽」を含む19件が第1回「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言(平成13年5月)されたのに引き続き、第2回宣言において、「人形浄瑠璃文楽」を含む28件が傑作として宣言(平成15年11月)されています。



人形浄瑠璃文楽「曽根崎心中」天満屋の段







舞台上手(向かって右側)の「床」

#### ■無形文化遺産保護条約

平成15年10月,第32回ユネスコ総会において,ユネスコが中心となって策定を検討してきた「無形文化遺産の保護に関する条約」が,無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして,採択されました。我が国は,平成16年6月15日に,本条約を受諾する文書をユネスコに寄託し,アルジェリア,モーリシャスに続き3番目の締約国となりました。

本条約は締約国が30カ国に達した3ヶ月後に発効し、発効後、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」は、この条約に基づき作成される「人類の無形文化遺産の代表一覧表」に記載されることになっています。(平成16年6月15日現在、未発効)

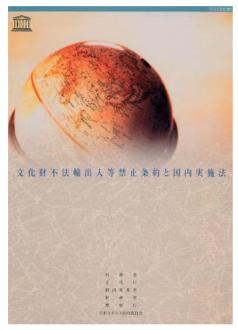
# ⑤文化財の不法な輸出入等の規制について

近年,文化財に対する国際的な関心が高まり,我が国においても海外で不法に取得された文化財の 流入を防止するための措置が求められるようになっています。

このため、国際協力により、不法な文化財取引を実効的に防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護することを目的として、我が国も「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(文化財不法輸出入等禁止条約)」を締結するとともに、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(文化財不法輸入等規制法)」を制定し、併せて文化財保護法の改正を行いました。条約及び法律は、平成14年12月9日から施行されています。

これらの法律に基づき、外国の博物館等から盗取されたもので文部科学省令で定める文化財(特定外国文化財)については、原則として輸入が禁止されることとなりました。現在、トルコ内の施設から盗取された文化財については2種類が特定外国文化財に指定されています。

また、特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長することになりました。



「文化財不法輸出入等禁止条約と国内実施法」



「世界の文化財を守る仕組み」



「みんなで守ろう世界の文化財」ポスター

# V

# 著作権の保護と活用

# (1) 平成15年著作権法の一部を改正する法律の概要

第156回通常国会において、「著作権法の一部を改正する法律」が、平成15年6月12日に全会一致で可決・成立し、6月18日に公布され、平成16年1月1日に施行されました。この法律の概要は以下のとおりです。

# (1) 「映画の著作物」の保護の強化

アニメ、ビデオ、映画、ゲームソフトなど、我が国が強い競争力を持つ「映画の著作物」について、内外における保護を強化するため、保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する。

# (2) 教育機関等での著作物活用の促進

教育の情報化等に対応して各種著作物の活用を促進するため、以下について「例外的な無許諾利用」ができる範囲を拡大する。

- ・コンピュータ教室等での「児童生徒」等による複製
- 「遠隔授業」における教材等の送信
- 「インターネット試験」等での試験問題の送信
- ・ボランティア等による「拡大教科書」の作成

# (3) 著作権侵害に対する司法救済の充実

- ①権利者による「侵害行為の立証負担」を軽減するため、被告が侵害行為を否認する場合には、 単純に否認するだけでは足りず、被告自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならな いこととする。
- ②権利者による「損害額の立証負担」を軽減するため、「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定できるような、新たな「損害額算定制度」を導入する。

# (2) 「知的財産立国」の実現を目指した著作権施策

#### ①著作物の円滑な利用・流通の促進

著作物等の無形資産の創造を産業の基盤に据えることとする「知的財産立国」を実現するため、音楽、映画、アニメ等の我が国のすぐれた著作物を積極的に活用していくことが求められています。このような状況に対応するために、文化庁では以下の施策を行っています。

#### 具体的施策

- ・著作物の創作や流通の促進を支援するために、著作物の資産評価の手法や新たなビジネスモデルに ついて研究を行っています。
- ・素人でも著作権の契約書が作成できる「標準的な契約書」について研究するとともに、プロとプロの契約書の整備について支援しています。
- ・過去の放送番組を有効活用するため、放送番組の二次利用の促進について検討を行っています。
- ・自由に利用できる範囲を著作者が予め定めた「自由利用マーク」を策定し、普及に取り組んでいます。

# 「自由利用マーク」とは

- ○著作物を創った人(著作者)が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、 その意思を表示するためのマークです。
- ○どんな利用ができるかは、マークによって異なります。
  - 1. 「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク
  - 2. 「障害者のための非営利目的利用」 OKマーク
  - 3. 「学校教育のための非営利目的利用」 OKマーク







詳しくは、文化庁のホームページ(http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)をご参照ください。

# ②著作権学ぼうプロジェクト

インターネット時代を迎え、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっています。このため、「著作権教育」の充実は、極めて重要な分野となってきており、新学習指導要領にも「著作権」に関する指導が明記されました。文化庁では、こうした新しい状況に適切に対応するため、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を展開しています。

# 最近の主な事業

# 【楽しみながら学べる学習ソフト】

「児童・生徒」を対象にゲーム感覚で解答する学習ソフトを開発・提供しています。(公開中※)



(小学生向け学習ソフトの画面)



(中学生向け学習ソフトの画面)

#### 【学校向け指導事例集】

教員が児童・生徒に著作権への関心を高めたり、理解を深めたりすることを促すための「きっかけ」の例を紹介する事例集を提供しています。(公開中※) (学校向け指導事例集のPDF画面)







その他、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催(国民一般向け、教職員向け、図書館職員向けなど)、著作権教育研究協力校による指導方法等の研究開発、全国の中学生全員へ著作権について分りやすく解説したマンガ教材の配布を行っています。

また、著作権に関する様々な質問に対する回答をインターネットで検索できるデータベース「著作権なんでも質問教室(仮称)」の開発等を行っています。

※文化庁著作権課ホームページ(http://www.bunka.go.jp/1tyosaku)の「これであなたも著作権何でも博士」に掲載しています。

# ③国際的な著作権保護システムの整備に向けた取組み

#### 1. アジア地域における海賊版対策

アジア等の途上国においては、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽等の著作物に高い関心が寄せられている一方で、それらの海賊版が大量に流通しているのが現状です。これは、文化的創造活動を保護し、良質のコンテンツの交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題です。

このため、文化庁では、政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産の創造、保護及び活用 に関する推進計画」に基づき、以下の施策を行っています。

# 具体的施策

- ①二国間協議による著作権侵害発生国への取締強化の要請
- ②涂上国対象の研修事業等の実施
- ③権利者向けの手引書の作成など、我が国の企業の諸外国での権利行使の支援
- ④官民合同ミッションの派遣など、官民の連携の強化

#### 2. 国際的ルールづくりへの参画

著作物等は、インターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、条約に基づく国際的な保護が必要です。現在WIPO(世界知的所有権機関)では視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の策定に向けた議論が行われており、我が国は独自の提案を行うなど議論を推進させるために、積極的な役割を果たしています。また、アジア諸国を中心に、WCT(著作権に関する世界知的所有権機関条約)、WPPT(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約)をはじめとする、著作権等関係条約の締結を働きかけています。

# (3) 平成16年著作権法の一部を改正する法律の概要

第159回通常国会に提出されていた,「著作権法の一部を改正する法律」が平成16年6月3日に全会一致で可決・成立し,6月9日に公布されました。平成17年1月1日に施行される予定です。この法律の概要は以下のとおりです。

# 1. 音楽レコードの還流防止措置

アジア諸国における日本音楽のニーズの高まりを踏まえ、我が国の音楽文化の海外普及を積極的に促進するため、日本における販売を禁止した音楽レコードが海外から還流しないよう措置を 講ずる。

#### 2. 書籍・雑誌の貸与権(無断で貸与されない権利)の付与

レンタルブック店が出現し、事業を大規模に展開しつつある状況を踏まえ、我が国の出版文化が衰退することなく発展できるよう、「書籍・雑誌」にも「貸与権」を付与する。

# 3. 罰則の強化

著作権侵害に対する抑止効果を高めるため、罰則を強化する。

- ①「懲役刑」と「罰金刑」の上限を特許権・商標権侵害と同程度に引き上げる。
  - ・懲役刑:3年以下 → 5年以下
  - ·罰金刑:300万円以下 → 500万円以下 等
- ②「懲役刑」が科された場合に、「罰金刑」も併科できるようにする。
- ※なお、この他に、「侵害行為の立証の容易化(訴訟に必要な証拠の提出を容易にするための訴訟手続の改善)」について、他の知的財産法との一括による著作権法の改正が行われました。(司法制度改革関連)

# Ⅵ 国語に関する施策の推進

# (1) 国語施策の推進

国語は、国民生活に直接関係し、我が国文化の基盤をなすものであり、文化の伝承と創造発展のために欠くことのできないものです。

国語に関する問題は、これまで国語審議会が中心となって検討を行い、様々な改善を図ってきました。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを定めています。

平成13年1月に国語審議会は文化審議会国語分科会に改組され、同分科会では、平成14年2月に文部科学大臣から文化審議会に対して諮問された「これからの時代に求められる国語力について」の審議を重ね平成16年2月に答申しました。答申の内容は、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが何よりも大切であるとの認識の下、このような子ども達を育てていくための方策として「国語教育」と「読書活動」を取り上げ、具体的な提言がなされています。

また、「言葉」についての意識の高揚を図るため「言葉」について考える体験事業の実施をはじめ として、国語施策懇談会等の実施、冊子「ことばシリーズ」の配布など、国民全体の国語に対する関 心と理解を深めるために必要な施策を講じています。

このほか、外来語の安易な使用は、意思疎通の障害などとなるおそれもあるため、官公庁等に対し、 わかりにくい外来語については、別の言葉におきかえたり、必要に応じ注釈を付すなどの配慮を要請 をしています。このことについては、独立行政法人国立国語研究所「外来語」委員会において、わか りにくい外来語について、検討を進め、言い換え例等の提案を行っています。

#### ◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申と実施状況 国語審議会

諮問	諮問当時の内閣告示・訓令	答 申		現行の内閣告示・訓令		
国語施策の改善の具体策について	当 用 漢 字 表 (昭21.11) 当用漢字音訓表 (昭23.2) 当用漢字音表表 (昭24.4)	常用漢字表(昭56.3)	-	常用漢字表(昭56.10)		
(昭41.6)	送りがなのつけ方(昭34.7)→ 現代かなづかい(昭21.11)→ その他上記に関連する事項	30000 7 100 100 100 100 100 100 100 100 1		送り仮名の付け方(昭48.6) 現代仮名遣い(昭61.7) 外来語の表記(平 3.6)		
新しい時代に応じ た国語施策の在り 方について(平 5.11)		・現代社会における敬意表現 ・表外漢字字体表 ・国際社会に対応する日本語の在り方	)			

#### 文化審議会国語分科会

> 1.0 H HM	- HH-73 I	1			
諮	間	諮問当時の内閣告示・訓令	答	申	現行の内閣告示・訓令
これから 求められ について			・これからの時代に求 ついて ・これからの時代に求 身に付けるための方 ①国語教育の在り方 ②読書活動の在り方 (平16.2)	があられる国語力を が策について 「	

# (2) 外国人等に対する日本語教育の推進

近年,我が国における外国人の増加や国際交流の進展により,日本語を学習している外国人は,国内で約12万6千人(平成14年11月現在),海外で約210万人(平成10年現在)に上っています。国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し,コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに,文化発信の基盤としての日本語教育の積極的な推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、関係省庁等との連携・協力を図りつつ、文化庁では、次のような施策を講じています。

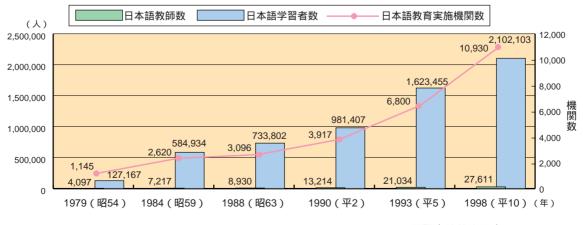
#### 日本語教育に関する施策

区分	概    要
日本語教育の指導内容 ・方法の充実	多様化する日本語の学習ニーズに対応するため、日本語教育の実態調査や日本 語教育研究協議会等を実施している。
日本語ボランティア等 の研修	日本語ボランティアに対する研修、日本語ボランティアの中核となる地域、日本語支援コーディネータの研修及び日本語教育の相談事業等を委嘱し、実施している。
学校の余裕教室等を活 用した親子参加型日本 語教室の開設	学校の余裕教室等を活用して親と子が共に学びながら生活に必要な日本語を字 習する日本語教室事業を委嘱して実施している。
日本語能力試験・日本 語教育能力検定試験へ の協力	外国人の日本語能力を測定する「日本語能力試験」と日本語教育の専門家としての知識・能力を判定する「日本語教育能力検定試験」の実施に関して、専門的な立場から協力を行っている。
インドシナ難民等救援 のための日本語教育事 業委託費	我が国に定住を希望するインドシナ難民及び条約難民に対する定住支援策として,日常生活に必要な日本語の教育を財団法人アジア福祉教育財団に委託して 実施している。
中国帰国者に対する日 本語教育	中国帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本 語学習支援を行っている。
日本語教育支援総合ネットワーク・システム (国立国語研究所にて 運用)	国内外の日本語教育の充実に資するため、インターネットを活用して日本語教育に関する各種の情報を提供している。

#### ◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移



#### ◆海外の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者数の推移



国際交流基金調査による

# 国際文化交流の推進

## (1)文化庁と国際文化交流

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められています。また、我が国の魅力ある文化を海外に発信することにより、国際社会における日本及び日本人の存在感を高めることが重要です。

このため、文化庁は、芸術家・芸術団体による国際交流や海外の文化遺産の保存修復への協力に加え、平成15年度から、国際文化交流の推進と多様な手段による日本文化の発信を目的として、「文化庁国際文化フォーラム」の開催や、「文化庁文化交流使事業」を実施しています。

#### 2004年・2005年における「国際交流年」

文化,教育,スポーツ等,幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって,諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に,様々な国と「国際交流年」が設定されています。 2004年及び2005年に予定されている主な「国際交流年」は以下のとおりです。

<2004年>	
◇日米交流150周年	〔2003年1月~2004年12月〕
◇ギリシャにおける日本月間	〔2004年5月~2004年7月〕
◇日本におけるギリシャ月間	〔2004年5月~2004年6月〕

#### <2005年>

◇日E U市民交流年◇「ジャパン・コリア・フェスタ2005」(2005年1月~2005年12月〕(2005年1月~2005年12月〕

(日韓友情年2005)

文化庁では、これらの「交流年」を伝統文化から現代文化まで日本の文化を総合的に紹介する機会として、また、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、交流年事業の中核を担うような我が国の芸術団体の派遣公演や日本と各国の芸術家・芸術団体の共同制作による公演、また国立博物館・美術館による交流展などを実施あるいは支援しています。

#### 近年の「交流年」に対する文化庁の取組

#### 日本ASEAN交流年2003 【実施期間:2003年1月~2003年12月】

小泉総理の提案に基づき、日本とASEANの首脳は、2003年を、日本とASEANのパートナーシップの構築を進めていくために様々な交流を活性化する年

とすることに合意。

文化庁では、公演・展示等の事業についてASEAN 諸国開催21件と日本開催15件を主催、支援しました。

> 虹の舞パート8 至宝の舞い アジア黄金絵巻 写真集 (写真提供:日本アジア芸術協会、撮影:杉全 泰)



#### ◆ 「日本ASEAN交流年2003」における文化庁の主な主催・支援事業

種別	行 事 名	期間	場 所
メディア芸術	国際アニメ・マンガフォーラム	3月10日~16日	丸ビル(東京)
音楽	日本·ASEAN交流年記念公演	4月1日~15日	タイ(バンコク),ミャンマー(ヤンゴン),
	六華仙コンサート		ベトナム(ハノイ・ホーチミン)
舞踊	日ASEAN交流年「虹の舞」特別記念公演	12月7日	タイ(バンコク)
		12月11日~12日	東京国際フォーラム

#### 日本におけるトルコ年【実施期間:2003年3月~2003年12月】

日本で、トルコ文化を紹介することにより、トルコと日本との緊密な関係を一層強化することを目的として決定した交流年。

文化庁では、公演・展示等の事業について日本開催 5件を主催、支援しました。

> 平成15年度文化庁舞台芸術国際フェスティバル 「土耳古 [トルコ] と日本 アジアの西と東を結ぶ」 (制作/日本芸術文化振興会 国立劇場)



#### ◆ 日本におけるトルコ年における文化庁の主な支援事業

種別	行事名	期間	場所
美術	「写真家アラ・ギュレルとカーリエ美術館モ	8月3日~24日	国際交流基金フォーラム
	ザイク画写真展」		(東京)
音楽・舞踊	「土耳古 [トルコ] と日本 アジアの西と	9月25日	国立劇場(東京)
	東を結ぶ」		
映画	トルコ映画の現在	10月9日~19日	東京国立近代美術館
			フィルムセンター(東京)

#### ロシアにおける日本文化フェスティバル【実施期間:2003年4月~2004年3月】

日露首脳会談において、2003年がサンクトペテルブルク建都300周年であることを踏まえ、ロシアで日本を紹介する諸行事を行うことで合意。

文化庁では、公演・展示等の事業についてロシア開催24件を主催、支援しました。

SPAC公演「シラノ・ド・ベルジュラック」 (写真提供: 静岡県舞台芸術センター 演出: 鈴木忠志 撮影: 橋本武彦)



#### ◆ ロシアにおける日本文化フェスティバルにおける文化庁の主な支援事業

種別	行事名	期間	場所
音楽	NHK交響楽団ヨーロッパ公演	4月23日~24日	モスクワ・サンクト ペテルブルグ
演劇	SPAC「シラノ・ド・ベルジュラック」「能」 「早池峰神楽」「現代ダンス」	5月19日~7月3日	モスクワ
伝統芸能	松竹大歌舞伎近松座 訪露公演	6月10日~26日	モスクワ・サンクト ペテルブルグ

#### 日本文化の発信等

### 文化庁国際文化フォーラム 【実施期間:平成15年11月10日~平成15年11月30日】

文化庁国際文化フォーラムは、国際的に著名な内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対 談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の諸相や動向について語り合ってもらうことを目的 として、平成15年度から開始した事業です。第一回となる平成15年度のフォーラムは、文化庁等が推 進中の「関西元気文化圏」の中心事業として関西で開催しました。開会レセプションには秋篠宮同妃 両殿下のご臨席を仰ぎ、関西各地で展開された討論・座談会を通じて、世界に向け、文化のメッセー ジを力強く発信しました。

#### | 討論「オペラ・都市・社会| 会場:びわ湖ホール 15.11.10



概要

日本をはじめアジア諸国にも広がりを見せるオペラ が、情報化、グローバル化が進む21世紀の変貌する社 会の中でどのような意味を持つのか話し合った。

参加者 イオアン・ホレンダー ウィーン国立歌劇場総監督

(オーストリア)

中村 孝義 ザ・カレッジ・オペラハウス館長

若杉 弘 びわ湖ホール芸術監督

河合 隼雄 文化庁長官

#### 討論「文化芸術と科学技術 | 15.11.24 会場:国立京都国際会館



文化芸術と科学技術の接点の現状報告と今後の展望 に関する講演,事例報告及び鼎談を行った。

参加者 稲盛 和夫 稲盛財団理事長 河口 洋一郎 東京大学教授

> キム・ジョンギ 東西大学教授 (韓国) 小平 桂一 総合研究大学院大学長

トッド・マッコーバ マサチューセッツ工科大学教授

(米国)

中村 桂子 IT生命誌研究館館長

河合 隼雄 文化庁長官

#### 座談会「外交官が見た日本文化の魅力と文化多様性」 15.11.25 会場:兵庫県公館



概

文化多様性をめぐる世界の潮流及び外国人の目から 見た日本文化の多様な魅力について語り合った。

参加者 磯村 尚徳

パリ日本文化会館館長

ミハイル・ガルージン 駐日ロシア連邦公使(ロシア) ヤドヴィガ・ロドヴィッチ 駐日ポーランド共和国公使

(ポーランド)

ヤン・デフリース 在大阪・神戸オランダ総領事

(オランダ)

#### 座談会「演劇の未来 一大阪から世界へー 15.11.25 会場:大阪迎賓館



概要

グローバル化が進む中, 各国の演劇は, 自国の文化 をどう背負い、どのように昇華していくのかについて、 近松および西鶴を生んだ大阪を舞台に, 世界の演劇人 と共に展望した。

参加者 浅利 慶太 キム・ジョンオク 国際演劇協会名誉会長 (韓国)

劇団四季芸術総監督

文化庁文化部長 寺脇 研

#### 座談会「文化的多様性への対応 -21世紀の美術館の課題-」 15.11.26 会場:二条城



概要

国際化が進展する今日、世界各地域の文化がそれぞ れの固有性を維持しつつ、相互理解と創造的交流を推 進する上で、各地の美術館が果たすべき役割は何かに ついて、世界各地の美術館に関する第一人者たちが語 り合った。

参加者

ジャルマン・ヴィアット ケ・ブランリー美術館長 (フランス)

ジャン・フランソワ・ジャリージュ ギメ国立東洋美術 館長 (フランス)

高階 秀爾 大原美術館長

ラジーブ・ローチャン 国立近代美術館長 (インド) ロバート・アンダーソン 前大英博物館長 (英国)

#### 座談会「グローバリゼーションと芸術家のアイデンティティー 15.11.26 会場:西本願寺



グローバル化という言葉の意味が新しく問いたださ れる現在, 民族的, 国民的アイデンティティーは芸術 家の創造活動にどんな影響をもたらすのかについて語 り合った。

**参加者** オーネット・コールマン ジャズ演奏家 (オーストラリア) オズワルド・ゴリホフ 作曲家 (アルゼンチン/米国) ニューヨークタイムズ記者 (米国) ジョン・ロックウェル 三浦 尚之 福島学院大学教授 ロビン・アーチャー メルボルン国際芸術祭芸術監督 (オーストラリア)

#### 15.11.27 会場:薬師寺 討論「文化による協調と共存|



概要

文化が、協調・共存の萌芽につながる種子の役割を 果たす可能性について語り合った。

肥塚隆 参加者

大阪大学総合学術博物館長

サイーダ・ヴァンダル

ラホール国立芸術大学長(パキ

スタン)

長崎 暢子 龍谷大学教授 平山 郁夫 東京芸術大学長 前田 耕作 和光大学名誉教授 ヨアヒム・カール・バウチェ 和光大学教授 ラジーブ・ローチャン 国立近代美術館長 (インド)

・京都文化会議2003~地球化時代のこころを求めて~(15.11.28~30:国立京都国際会館他) ◎参加フォーラム

・芸術の多様性とその交流(15.1128: 京都造形芸術大学)

#### 文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々に、一定期間「文化交流使」として世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開していただくことを目的とした事業です。

「文化交流使」の活動には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う「海外派遣型」、海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家、文化人が、講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行う「現地滞在者型」、公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し、実演、講演等を行う「来日芸術家型」の3つの類型があります。

本年は、「海外派遣型」文化交流使として12名、「現地滞在者型」文化交流使として4名、「来日芸術家型」文化交流使として5組の方々に、文化交流と日本文化の発信活動を展開していただいています。(詳細は以下のとおり。※は16年度も引き続き活動していただく文化交流使。)

#### 1. 平成15年度文化庁文化交流使一覧

(海外派 遣型)

氏 名	プロフィール	派遣国
梅林 茂	「不夜城」などの映画音楽で知られる作曲家	イタリア
小山内 美江子	「3年B組金八先生」で知られる脚本家	カンボ ジア
国本 武春※	浪曲師,芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞	米国テネシー
小宫 孝泰※	「コント赤信号」メンバー、演劇	イギリス
笑福亭 鶴笑※	落語家,芸術選奨文部科学大臣新人賞受賞	タイ
田中 千世子	  「キネマ旬報」などで活動している映画評論家	ヨルダン,スロバキア,
<u>шт Геј</u>	「「「「「「「」なこで「一動している「大国」「間外	アイスランド, ハンガリー
バロン 吉元	「柔侠伝」などで知られている漫画家	スウェーデン
平野 啓一郎※	芥川賞受賞作家	フランス
三浦 尚之	音楽プロデューサー、福島学院大学教授	米国各地
三谷 温※	ピアニスト、昭和音楽大学専任講師	クロアチア
四方田 犬彦※	映画評論家,明治学院大学教授	イスラエル、セルビア・
		モンテネグロ
渡辺 洋一	和太鼓奏者	米国デンバー





#### (現地滞在者型)

氏 名	プロフィール	活 動 国
高岡 美知子	答礼人形研究家	アメリカ
松本 直み	舞台照明家	フィリピン
ラーシュ・ヴァリエー	詩人,スウェーデン議会国際課長	スウェーデン
ローチャン由理子	画家(日本画、油絵)	インド

#### (来日芸術家型)

氏 名	活動日時	活動内容
ソレダッド (タンゴ・ クインテット)	15.10.15	代々木高等学院を訪問し、タンゴ演奏を通じて、多感な年代の生徒達 との交流を図った。
ケント・ナガノ	15.10.30	夫人でピアニストの児玉麻里さんとオーケストラ員3名とともに、品 川区立立会小学校を訪問し、クラッシック音楽の演奏を通じて子供た ちとの心の交流を図った。
ルノー・カプソン	16.1.7	東村山老人ホームを訪問し、ヴァイオリン演奏を通じて、老人ホーム の入寮者や近隣の小学校、中学校の子ども達との交流を図った。
クリスティアン・アルミンク	16.1.14	新日本フィルハーモニー交響楽団員とともに、墨田区立両国中学校を 訪問し、クラッシック音楽の演奏を通じて子ども達との交流を図った。
ディビット・パイヤット	16.3.15	ロンドン交響楽団員4名とともに、福岡市立舞鶴中学校を訪問し、クラッシック音楽の演奏を通じて子ども達との交流を図った。





#### 2. ~我々は世界に何を伝えたのか?~ 文化庁文化交流使活動報告会

平成15年度に文化庁文化交流使として海外で活動していただいた方々による報告会を,3月11日 (木)に東京国立博物館平成館大講堂にて開催しました。

笑福亭鶴笑氏(落語家),田中千世子氏(映画評論家),バロン吉元氏(漫画家),三浦尚之氏(福島学院大学教授),渡辺洋一氏(和太鼓奏者)の5名が活動報告を行うとともに,国際文化交流について討論し,さらに笑福亭鶴笑氏によるパペット落語の実演が行われました。





#### 3. 平成16年度文化庁文化交流使一覧

平成16年度は海外派遣型文化交流使として新たに5名の方々に,文化交流と日本文化の発信活動を展開していただきます(詳細は以下のとおり)。

#### (海外派 遣型)

(1747   1/1	(是王/			
	氏	名	プロフィール	派遣国
井上	廣子		「不在の表象」などの作品を制作している造形作家	オーストリア
北村	昭斎		重要無形文化財「螺鈿」(各個認定)保持者	ドイツ
杉本	洋		日本画家	カナダ
橋口	譲二		写真家、「視線」で太陽賞を受賞	ドイツ
宮田	まゆみ		笙演奏家,芸術選奨文部大臣新人賞受賞	スイス

# (2) 文化庁の国際文化交流・協力事業の概要

#### 人物交流

括弧内は、平成16年度予算額(独立行政法人運営費を除く)

芸術家・文化財専門家等の派遣・受入(平成16年度予算:1,183百万円)

#### ハイレベル文化人・専門家の招へい

外国の文化行政担当省庁の高官、博物館・美術館、文化財研究所、芸術劇場の責任者などハイレベルの文化人を招へいして、我が国関係者との協議、講演等を実施。

・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

(14百万円)

#### 人材育成のための芸術家派遣・招へい

美術、音楽、舞踊等の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を 提供するほか、海外の優秀な新進芸術家が我が国で研修する機会を提供。また、我が国の芸術家に指導・助言を与えてもらうために、世界のトップクラスの指導者を海外から招へい。

・新進芸術家海外留学制度

(902百万円)

・海外新進芸術家招へい事業

(129百万円)

• 優秀指導者特別指導助成

(113百万円)

・現代舞台芸術アジア協力事業\*

\*独立行政法人日本芸術文化振興会の運営費交付金において実施

#### 文化財専門家の派遣・招へい

日本古美術、文化財建造物等の分野において、海外の修復技術者、学芸員、保存管理者等と我が国の文化財専門家との間で、管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施。

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業(14百万円)
- ・アジア諸国文化財の保存修復等協力事業

(11百万円)

- \*下記の文化財修復事業内においても、文化財専門家の派遣・招へい研修を実施(P.61,78参照)
  - ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業(65百万円)
  - ・文化財保存修復協力センター運営【東京文化財研究所】

公演等

括弧内は,平成16年度予算額(独立行政法人運営費を除く)

公演等による交流(平成16年度予算:2,341百万円)

#### ( **芸術団体等の海外公演・招へい公演, 国際共同制作等** (芸術団体等に対する支援) )

我が国と海外との二国間における芸術交流の推進(我が国芸術団体の派遣公演、当該国の芸術団体の招へい公演等)と海外との優れたオペラ等の共同制作や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援。

・優れた芸術の国際交流

(1,864百万円)

・海外のメディア芸術祭への参加等の支援

(12百万円)

#### 舞台芸術の国際フェスティバルの開催

我が国において、世界的な芸術団体・芸術家の参加を 得て、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバルを開催。 また、海外の特色のある民俗芸能を招き、日本の民俗芸 能とともに、その価値を広く一般に周知し、文化の国際 交流に寄与することを目的とした国際民俗芸能フェスティバルを開催。

舞台芸術国際フェスティバル\*(339百万円)\*国際民俗芸能フェスティバルを含む



平成15年度舞台芸術国際フェスティバルアジアのスーパー・ガラ・コンサート

#### 映画に関する国際交流

海外映画祭等において、優れた日本映画を世界に向けて紹介するため、出品等に係る経費を支援。 また、世界各国の国際映画祭への参加に伴う経費に対して助成。

・海外映画祭への出品等支援

(97百万円)

・映画に関する国際交流\*

\*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

#### 日本文化の発信等

括弧内は、平成16年度予算額(独立行政法人運営費を除く)

日本文化の発信による交流(平成16年度予算:909百万円)

## 芸術家・文化人等による文化発信推進事業

文化に携わる我が国の専門家等を「文化庁文化交流使」として派遣するなど、我が国と諸外国の芸術家・文化人との連携協力を強化するとともに、日本文化発信の具体化・事業化の促進。

• 文化庁文化交流使事業

(112百万円)

#### 多様な手段による日本文化の発信

世界的に著名な文化人等を招へいした顕在性の高い国際シンポジウムを開催するとともに、現代舞台芸術を中心とした我が国の文化芸術等を見本市的にまとめて内外に紹介。

また、国民文化祭や全国高等学校総合文化祭等の地域のフェスティバル等に海外の青少年や文化団体等を招へい、及び海外のフェスティバル等への青少年や文化団体等の派遣による地域文化の活性化。

・文化庁国際文化フォーラム事業

(66百万円)

・国際交流による地域文化活性化事業

(108百万円)

#### 現代日本文学翻訳・普及事業

優れた現代日本文学を英語・フランス語などに翻訳し、海外へ紹介。

・現代日本文学の翻訳・普及事業

(328百万円)

## 海外展及び交流展等展覧会の開催

我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を実施。

また、我が国の国立博物館(東京、京都、奈良)と日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で相互に各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を実施。

・文化財海外交流展

(106百万円)

· 博物館等海外交流古美術展\*

\*独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

#### 文化遺産オンライン構想等の推進

文化遺産のインターネット上での総覧の実現を目指し、博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促すとともに、インターネット上における文化遺産情報のポータルサイトを整備し、全国の博物館・美術館等の収蔵品をはじめとする文化遺産の情報を集約化して国内外に発信。

・文化遺産オンライン構想等の推進

(189百万円)

#### 文化遺産保存修復の協力

#### 括弧内は、平成16年度予算額(独立行政法人運営費を除く)

#### 文化遺產保存修復事業(平成16年度予算:149百万円)

#### 文化財の国際協力

文化財分野において各国からの国際的な要請等に応じ、専門家の現地調査研究や保存・修復のための派遣、保存修復、保護保全等の研修のための招へい等を実施。

· 文化財保護国際貢献事業

(51百万円)

・西アジア文化遺産保護緊急協力\*

\*独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

#### 文化財保存修復

アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充 実を図ることを目的に、奈良県・奈良市・財団法人ユネ スコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協 力の下、文化財保護関連データベースの構築、文化財保 護計画の策定等の研修等を実施。

・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力 推進事業 (65百万円)[再掲]



唐招堤寺での実習

#### 国際機関との連携推進

文化財保存修復研究国際センター(ICCROM:イクロム)との連携協力を推進し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣。

国際文化財保護協力機関連携推進事業

(9百万円)

#### 文化財不法輸出入の防止

詳細についてはP.64を参照。

・文化財不法輸出入等防止推進費

(11百万円)

#### 世界遺産の保護推進

世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画。

·世界遺產保護推進検討費

(13百万円)

#### 独立行政法人文化財研究所における文化財保護推進\*

独立行政法人文化財研究所において、世界の文化財の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施。

また、各国の文化財保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催。

\*独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

### 技術協力・共同研究

独立行政法人文化財研究所においては、様々な文化財保存修復に関する調査研究協力、共同発掘調 査、セミナー等による技術協力・共同研究を実施。

#### 〈主な事業〉

#### 【東京文化財研究所】

国際シンポジウムの開催等

敦煌莫高窟壁画保存修復に関する共同研究

北米文化財保存機関との国際研究交流

アジア文化財保存セミナーの実施

国際修復研修事業

文化財の保存修復に関する国際共同研究

文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究

文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力

国際文化財保存修復研究会

文化財保護に関する日独学術交流

中国文化財保存修復に関する調査研究

中南米諸国文化財保存協力事業

在外日本古美術品保存修復協力事業

中国陝西省唐代陵慕石彫像保存修理事業

西アジア諸国文化遺産保存修復協力事業

#### 【奈良文化財研究所】

アジアにおける生産遺跡に関する調査研究並びに研究協力

東アジアにおける生産遺跡・都城遺跡の調査研究協力

中国社会科学院考古研究所との共同研究

環境による不動産文化財の劣化状況調査と保存修復に関する調査研究

中国遼寧省文物考古研究所との共同研究

西アジア文化遺産保護緊急協力

#### 外国人等に対する日本語教育

括弧内は、平成16年度予算額

#### 外国人等に対する日本語教育(平成16年度予算:174百万円)

・詳細についてはP.68を参照。

#### 著作権分野での協力

#### 海賊版対策(平成16年度予算:96百万円)

海外における我が国著作物の海賊版を撲滅するため、途上国を対象とした研修事業及び二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請等を実施。

・アジア地域著作権制度普及促進事業

(49百万円)

・コンテンツの創作活動の保護と流通の促進

(47百万円)

# 文化の情報化の推進

急速に進展する情報通信技術は、文化行政においても大きな役割を果たすものとなっています。文化庁では、文化庁ホームページ(http://www.bunka.go.jp/)などを窓口とし、文化財や美術品、舞台芸術、メディア芸術、日本語教育、国語施策などの各種情報を広く国内外に提供しています。

#### 文化庁ホームページ (http://www.bunka.go.jp/)

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。

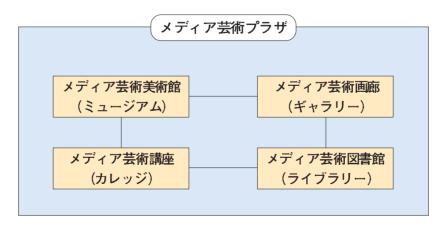
また、こどもジャパンミュージアム(http://www.bunka.go.jp/kids/)では、文化に対する子どもたちの理解、活動の支援のため、文化財や芸術文化、著作権などに関する情報を、文化庁ホームページ内で子ども向けに提供しています。



文化庁ホームページ(トップページ画像) http://www.bun ka.go.jp/

#### (1) メディア芸術プラザ (http://plaza.bunka.go.jp/)

メディア芸術プラザにおいて、コンピュータ・グラフィックスをはじめとする新しいメディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを行っています。



## (2) 文化デジタルライブラリー (http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/)

最先端のデジタル技術を活用して、伝統芸能や現代舞台芸術の公演などを記録・集積し、インターネットなどの媒体を用いて、学校などにおける教育用コンテンツとして提供する事業を、平成12年度から(独)日本芸術文化振興会を中心に進めており、14年7月から公開しています



文化デジタルライブラリー(トップページ画像) http://www2.nti.jac.go.jp/dglib/

#### (3) 国語施策情報システム (http://www.bunka.go.jp/kdkugo/)

国語施策の充実を図り、国民の関心や必要にこたえるとともに、国語に対する認識を深めることを目的として、漢字や仮名遣いなどの国語表記の基準をはじめ、明治以来、現在に至る審議会などでの検討・審議など、国語施策に関する情報を、平成14年5月からインターネットを通じて提供しています。



国語施策情報システム (トップページ画像) http://www.bun ka.go.jp/kokugo/

#### (4) 日本語教育支援総合ネットワーク・システム (http://www.kokken.go.jp/nihongo)

日本語教育の一層の支援を図るため、電子化された多様な日本語教育教材用素材(日本の生活場面や風景の写真・ビデオなど)や、日本語教育関係情報(統計情報,調査研究情報,など)を収集・作成し、インターネットを通じて発信しています。

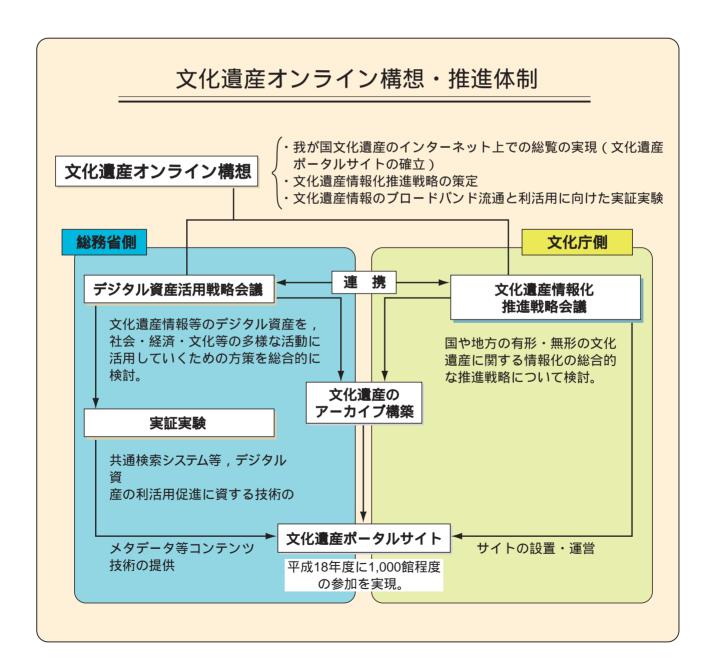


### (5)「文化遺産オンライン構想」について(http://bunka.nii.ac.jp/)

文化庁と総務省は、相互に連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開するとともに、著作権等を保護しつつ利活用を促進することを目的とする「文化遺産オンライン構想」を強力に推進することとし、本構想を実現するため、我が国文化遺産のインターネット上での総覧の実現(本年4月に「文化遺産オンライン試験公開版」として情報提供開始)や、文化遺産情報化推進戦略の策定等の取組を進めています。



文化遺産オンライン試験公開版 (トップページ画像) http://bunka.nii.ac.ip/



# 国立文化施設等

## (1) 国立劇場

独立行政法人日本芸術文化振興会が設置・運営する国立劇場は我が国の伝統芸能の保存及び振興を 目的として昭和41年11月に開場しました。昭和54年以降, 演芸資料館, 国立能楽堂, 国立文楽劇場が 相次いで開場し、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等の事業を行っています。また、平成16 年1月には、国立劇場おきなわが誕生しました。

## 国立劇場本館 • 演芸資料館

主として我が国古来の伝統的な芸能(雅楽、文楽、歌舞伎、 邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等)の公演、伝承者の養成、 資料収集. 調査研究等

施 設 〈大 劇 場〉

総席数 1,610席

主な公演 歌舞伎、舞踊、民俗芸能、声明、雅楽

〈小 劇 場〉

総席数

文楽,舞踊,邦楽,民俗芸能,雅楽,音楽, 主な公演

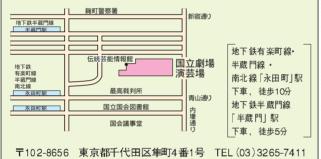
琉球芸能,特別企画

〈演 芸 場〉

総席数 300度

主な公演 寄席(落語その他)

#### 交 通



#### 国立文楽劇場

主として文楽の公演、文楽の伝承者の養成、資料収集、調査 研究等

施設

〈文楽劇場〉

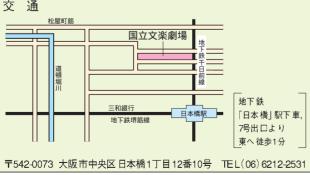
753席 総席数

文楽,舞踊,邦楽,民俗芸能, 主な公演

大衆芸能, 特別企画

〈小ホール〉

座席数 159席 主な公演 大衆芸能



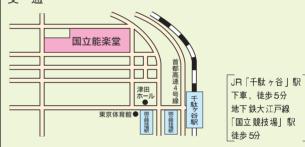
国立能楽堂

能楽の公演、能楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等

施設 〈能舞台〉

座席数 591席 主な公演 能, 狂言

交 通



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL(03)3423-1331

#### 国立劇場おきなわ

主として沖縄伝統芸能(組踊、琉球舞踊、琉球音楽等)の公 演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等

施設

〈大劇場〉 総席数

632席

主な公演 組踊等沖縄伝統芸能

〈小劇場〉

座席数 255席

交 通



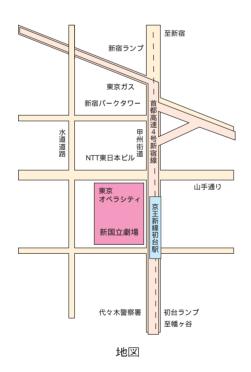
〔国立劇場ホームページ〕http://www.ntj.jac.go.jp/

## (2)新国立劇場

我が国のオペラ,バレエ,現代舞踊,現代演劇などの現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は, 平成9年10月の開場後,積極的な公演活動を行っています。

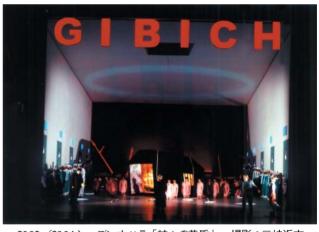
新国立劇場は、独立行政法人日本芸術文化振興会が設置し、弾力的な運営を図るため(財)新国立 劇場運営財団に管理運営を委託しています。

事業	<ul><li>○公演事業・・・・・・・現代舞台芸術の公演</li><li>○研修事業・・・・・・現代舞台芸術にかかわる舞台芸術家や舞台技術者等の研修</li><li>○調査研究事業・・・・・現代舞台芸術情報の収集・公開</li></ul>	
施 設 の 概 要	<ul> <li>○所在地 〒151-0071 渋谷区本町1丁目1番1号(京王新線初台駅すぐ)</li> <li>TEL 03-5351-3011 http://www.nntt.jac.go.jp/</li> <li>○延床面積69,474m² 敷地面積 28,688m²</li> <li>オペラ劇場(1,814席)オペラ,バレエを中心とした劇場,四面舞台中劇場(1,038席)演劇,現代舞踊を中心とした劇場,四面舞台小劇場 (440席)オープンステージによる上演形式を持つ現代舞台芸術,可変自由</li> </ul>	



## <交通>

京王新線(都営新宿線乗入)初台駅(中央口)徒歩1分 ※京王線は止まりません 首都高速4号線新宿ランプすぐ (約860台収容の駐車場有り)



2003/2004シーズンオペラ「神々の黄昏」 撮影:三枝近志



演劇「こんにちは、母さん」 撮影:谷古宇正彦

## (3) 国立美術館・博物館

#### 東京国立近代美術館(http://www.momat.go.jp/)







美術館本館

工芸館 フィルムセンタ-

【本館・工芸館】

昭和27年に旧日活本社ビル跡に開館しましたが、44年に、その後、石 橋正二郎氏から建物の寄贈を受け竹橋に移転しました。

美術館本館は2年半の工事を終え、平成14年1月にリニューアル・オー プンしました。その後、工芸館は重要文化財に指定された旧近衛師団司令部を回収し、空年に開館しました。

近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行ってい ます。

【フィルムセンター】

昭和45年に美術館移転後の京橋の旧館に開館しましたが、建物の老朽 化に伴い、我が国の映画芸術振興の拠点として平成7年5月、新館が開館 しました。

また、昭和61年に映画フィルムの保存施設として相模原分館を設置し ました。

日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存、上映等及 びこれらに関する調査研究を行っています。

開館時間 10:00~17:00 (入館は16:30まで) 10:00~20:00 (入館は19:30まで) 夜間開館

本館のみ、毎週金曜日実施

休館 日 毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日)

ただし、平成16年3月29日、4月5日、平成17年1月3日は開館

年末年始(平成16年12月29日~平成17年1月1日) 523千人(平成15年度 フィルムセンター含む) 入館者数

上映開館時間 大映写ホール/火~金 15:00, 19:00 土日祝 13:00, 16:00

小映写ホール/各種事業用として使用

室/火~日 11:00~18:30 (入館は18:00まで) 開館時間 展示

毎週月曜日 館日

年末年始(平成16年12月27日~平成17年1月4日)

約372000枚

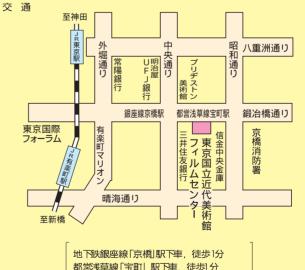
4,226点 収蔵品 絵 画 彫 刻 386点 写 真 1,345点 2.428点 共 T 3 173占 その他 計 11.558点

(平成15年度末)

収蔵品 映画フィルム 38.883本 映画関係資料 映画関係図書(和書) 約18,500冊 映画関係図書 (洋書) 約3500冊 シナリオ 約30.000冊 ポスター 約42000枚 スチル写真

(平成15年度末)





都営浅草線「宝町」駅下車、徒歩1分 JR「東京」駅下車, 徒歩10分

東京都千代田区北の丸公園31 T 102-8322

TEL (03) 3214-2561(代)

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1 (工芸館) TEL (03) 3211-7781(代)

(本館)

(フィルムセンター) 〒1040031 東京都中央区京橋3-7-6

TEL (03) 3561-0823 (代)

(フィルムセンター 〒229-0021 神奈川県相模原市高根3-1-4 TEL (042) 758-0128 (代) 相模原分館)

#### 都 国 立 近 代 美 術 (http://www.momak.go.jp/)

#### 玉 洋 美 館 77 퓼 術 (http://www.nmwa.go.jp/)





国立近代美術館京都分館として昭和38年発足, 42年に独立して京都国 立近代美術館となり、その後、61年10月新館を開館。 近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行ってい

ます。

松方コレクションの返還を機に昭和34年4月設置,6月開館,54年11月

新館を、平成9年12月に企画展示館を増築しました。 フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋 美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで) 9:30~200 (入館は19:30まで)

4月30日~9月17日の金曜日(ただし、企画展期間中のみ実施)

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 休館日

年末年始(12月27日~1月5日)

入館者数 364千人 (平成15年度)

9.30~17:00 (ただし、春の企画展開催日から秋の企画展閉会日、平成16年6月29日~12月12日までは、9:30~17:30) 開館時間

9.30~20:00 (入館は19:30まで) 夜間開館

毎週金曜日

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 休館 日

年末年始(12月28日~1月1日)

入館者数 663千人 (平成15年度)

(平成15年度末)

交 通

収蔵品 3 899点 絵 画 彫刻 93点 芸 2 149点 2 128点 その他 計 8,269点

絵 362点 収蔵品 素 描 137点 版 3,594点 画 彫 刻 101点 その他 170点 計 4,364点

(平成15年度末)

交 通



上野動物園 不忍池 東京都美術館 噴水 東京 国立 博物館 国立科学 国立 東京 博物館 西郷隆盛像 西洋 文化会館 美術館 上野の森 美術館 日本芸術院 至御徒町 至鴬谷 JR上野駅 地下鉄日比谷線・銀座線上野駅

> JR「上野」駅下車,徒歩1分 京成「京成上野」駅下車,徒歩7分

「東山」駅下車, 徒歩5分

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (076) 761-4111

**〒**110-0007 東京都台東区上野公園7-7 TEL (03) 3828-5131

#### 美 館 啐 術 (http://www.nmao.go.jp/)



昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国博美術館(大阪府吹田市) を活用して、52年に発足。平成18年11月に大阪市の中心部中之島に新館 を開館予定。

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美 術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

開館時間 10:00~17:00 (入館は16:30まで)

休館 日 毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始 (12月28日~1月4日)

入館者数 45千人(平成15年度) ・平成16年11月3日開館予定

収蔵品	絵 画	3,177点
	彫刻	228点
	工芸品	72点
	その他	1,534点
	計	5,01 1点

(平成15年度末)



地下鉄四ツ橋線「肥後橋」駅下車, 徒歩約10分

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車, 徒歩約15分

JR大阪環状線「福島」駅,

JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分

T 530-0005 大阪市北区中之島42-55 TEL (06) 6447-4680

#### 東 玉 17 博 館 (http://www.tnm.jp/)



明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国 最初の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立 博物館と改称しました。

我が国の総合的な博物館として、日本を中心にして広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に 供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研 究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を 行っています。

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで) 9.30~20:00 (入館は19:30まで) 夜間開館

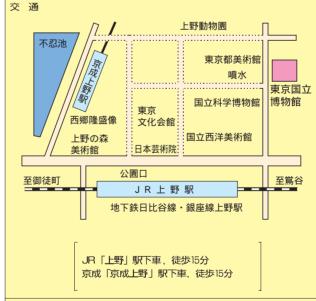
4月の共催展・特別展開催期間中の毎週金曜日

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日。但し、ゴール 休館 日 デンウィーク期間中の祝日及び夏休み期間中(7月19日から8月 31日)の月曜日は開館。)

年末年始(12月29日~1月1日)

入館者数 1,196千人 (平成15年度)

収蔵品	絵画	11,472件	
	書跡・典籍・古文書	2 196 <b>件</b>	
	彫 刻	1,239件	
	考 古	28,477件	
	工 芸	30,294件	
	東洋美術	14,294件	
	その他	25,872件	
	計	113844件	(平成15年度末)



T 110-8712 東京都台東区上野公園13番9号 TEL (03) 3822-1111

#### 京 都 玉 77 博 物 饄 (http://www.kyohaku.go.jp/)

#### 王 良 $\overrightarrow{\nabla}$ 博 饄 (http://www.narahaku.go.jp/)





明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開 館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博 物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都 国立博物館と改称しました。

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開 館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般 を収集・保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及 び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等 を行うため、文化財保存修理所を設置しています。

仏教美術を中心とした文化財について収集・保管して公衆の観覧に供 するとともに、これに関する調査研究等を行っています。展覧事業とし ては、仏教美術をテーマとする平常陳列のほか、特別展、正倉院展、特 別陳列等を開催しています。

通常9:30~17:00

特別展開催時930~18:00 (入館は各閉館時間の30分前まで)

夜間開館 特別展覧会及び特定の展覧会期間中

毎週金曜日9:30~20:00 (入館は19:30まで)

毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 休館日

年末年始(12月26日~1月3日)

入館者数 579千人 (平成14年度)

9.30~17:00 (入館は16:30まで) 開館時間

4月最終3~11月第2までの毎週金曜日

1月の第2月曜日の前日, 2月3日, 3月12日, 8月15日, 12月17日

9.30~19:00 (入館は1830まで)

毎週月曜日 (月曜日が休日にあたる場合はその翌日。ただし、 平成15年度については、8月16日、12月26日、3月7日、3月14 休館 日

日は開館する) 年末年始 (12月27日~1月1日)

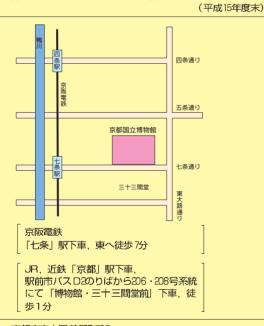
入館者数 351千人 (平成15年度)

交 通

収蔵品	絵 画	3881件
	書跡・典籍・古文書	2263/4
	彫刻	362件
	考 古	1, 105件
	工芸	4345/4
	その他	400(4
	計	12.356件

収蔵品 絵 画 848件 書跡・典籍・古文書 353件 彫刻 48244 考 古 937件 工 芸 791件 その他 141件 3552件 計

交 通



(平成15年度末) 奈良県庁 近鉄奈良駅 奈良国立博物館 興福寺 三条涌1) 近鉄「奈良」駅下車, 徒歩15分 奈良交通バス 市内循環外回り

「氷室神社・国立博物館」下車, 徒歩1分

〒605-0931 京都市東山区茶屋町527

TEL (075) 541-1151

〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771

## (4)研究所

独 立行 政法 人 国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究		
独 立行 政法 人 文 化財 研究 所	東京文化財研究所	主として日本·東洋の美術,芸能の調査研究及び文化財の保存 に関する科学的な調査及び修復材料,技術の開発に関する研究	
	奈良文化財研究所	主として歴史,美術,建造物の実物に即した調査研究及び平 城宮跡,飛鳥・藤原宮跡の発掘調査	

#### (参考)

#### 独立行政法人

従来文化庁の施設等機関であった国立博物館, 国立美術館,国立国語研究所,国立文化財研究所 は平成13年4月から,特殊法人であった日本芸術 文化振興会は平成15年10月から独立行政法人に移 行しました。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されるものであり、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務に区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることにより、効率性の向上、質の向上、透明性の確保を図ろうとするものです。

各独立行政法人の目的・任務についてはそれぞれの設置法令で定められ、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、事前の監督・統制を極力廃し、事後チェック(業績の評価)にその重点が置かれることとなります。

この制度の下では、組織や業務運営が柔軟に行えることや、寄付金等を受け入れた場合には自己収入として自由に使用できること、また、運営費交付金として交付される予算について年度を越えた執行が可能となることなどのメリットがあります。



東京国立博物館(平成館)

#### 特別の機関

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院…芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。

## (5) 新たな国立文化施設の整備

#### 国立新美術館

美術への関心の高度化,美術活動の活発化,多様化,国際化等に対応するため,大型企画展の開催や全国的な公募展への施設の提供を行うとともに,国内外の展覧会情報などの収集・提供や教育普及活動を行うことにより,我が国の美術の振興と国民の美術鑑賞機会の充実を図る,「国立新美術館」の設置準備を進めています。

東京都港区六本木(東京大学六本木地区移転跡地の一部)を建設地として、平成11年度より基本設計に着手、平成13年度には実施設計を完了し、平成14年9月から建設工事に着手しています。

#### (計画概要)

○施設規模

約45,000m<sup>2</sup>

うち、展示部門 約22,700m<sup>2</sup> (展示室 約14,000m<sup>2</sup>)

○設置場所

東京都港区六本木 7 丁目22-1 (敷地 約30,000m²)



正面は全面、周辺の緑に調和するウエーブのかかったガラスカーテンウォールファザードで、ダイナミックで開放的な外観を呈しています。

## 国立国際美術館の移転新築

国立国際美術館は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の「万博美術館」(大阪府吹田市)を活用して、昭和52年に開館しました。建物建築後30年以上が経過し、老朽化、狭あい化の課題が生じたため、大阪市中ノ島に移転新築されることになりました。新しい国立国際美術館は、完全地下型の美術館として平成16年11月に開館します。なお、大阪市吹田市の旧国立国際美術館は平成16年1月に閉館しました。

#### (計画概要)

○施設規模

約13,500m<sup>2</sup>

うち,展示部門 約4,150 m<sup>2</sup>



地上のエントランスゲートのオブジェは、空へと伸びる竹の生命力を詩的に表現したものです。

#### 九州国立博物館(仮称)

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った「九州国立博物館(仮称)」(設置場所 福岡県太宰府市)の設置準備を進めています。

建物は平成16年3月に完成しましたが、平成17年秋の開館を目指して、現在、展示ケースや収蔵庫棚の設置などの工事を行っています。

#### 九州国立博物館 (仮称) の構想の基本

- 1. わが国の文化形成において影響のあった、アジア諸国との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館。
- 2. 考古資料・歴史資料を中心とした文化財の収集・展示,調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館。
- 3. 博物館の諸舌動全般が、国際化、情報化、学際化され、特に展示活動及び学習活動にその成果が反映される、いわゆる"生きている"博物館。
- 4. 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力を行いながら、博物館の諸舌動及び管理運営を行う博物館。



#### 国立劇場おきなわ

国の重要無形文化財「組踊」をはじめとする沖縄伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立劇場おきなわ」(沖縄県浦添市じっちゃく勢理客地区)が平成16年1月に開場しました。

沖縄伝統芸能等を様々な角度や分野から取り上げた開場記念公演が1月~3月まで行われました。 平成16年度からは、公演事業のほか、伝承者養成、芸能記録作成資料収集活用等の事業を本格的に行います。



組踊「執心鐘入」



国立劇場おきなわ外観

#### 「組踊」について

組踊は、沖縄独自の音楽舞踊劇で、抒情的な琉歌を三線で歌いあげて登場人物の心理・心象を描出し、舞踊家(役者)は、科白(しぐさ・せりふ)をもって物語の筋を展開させる。

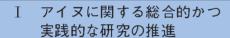
# アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員 会の行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文 化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会 の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並 びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した 「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及 びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、 アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興 等を図っています。

#### ◆事業体系図(平成16年度事業)



アイヌ関連総合研究等助成事業 1

支 援

イオル再生等アイヌ文化伝承方策 基礎調查事業

#### П アイヌ語の振興

- アイヌ語教育事業
  - 指導者育成
  - 上級講座
  - ・親と子のアイヌ語学習事業
  - アイヌ語普及事業
    - ・ラジオ講座
    - ・弁論大会

文 化 庁 国土交通省

財団法人

アイヌ文化振興・ 研究推進機構

#### アイヌ文化の振興 $\mathbf{III}$

- アイヌ文化伝承再生事業
  - ・口承文芸伝承者(語り部)育成
  - マニュアル作成
  - 実践上級講座

  - ・伝統工芸複製助成アイヌ文化交流事業
    - ・国内文化交流助成 ・国際文化交流助成
- 3 アイヌ文化普及事業
  - ・伝統工芸展示・公開助成
  - アドバイザー派遣
  - ・工芸品展
  - ・文化フェスティバル
- アイヌ文化活動表彰事業
  - ・工芸作品コンテスト
  - ・アイヌ文化賞

#### アイヌの伝統等に関する普及・啓発

- 普及啓発情報事業
  - ・リーフレット等発行
  - ・小・中学生向け副読本の作成配布
  - ・親と子のための普及啓発
  - ・ホームページ
- 普及啓発講演事業
  - ・セミナー
  - ・講演会
- アイヌ文化交流センター事業



アイヌ文化フェスティバル

# 宗教法人と宗務行政

# (1) 宗教法人制度の概要

我が国には、大小さまざまな神社、寺院、教会等の宗教団体や、それらを包括する教派、宗派、教団といった宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっています。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としています。

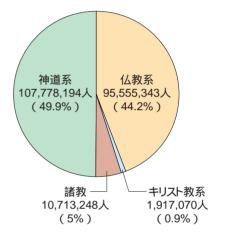
#### ◆宗教法人数

#### (平成14年12月31日現在)

所轄	系統	区分	包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	神	道系	138	83	221
文	仏	教 系	157	246	403
科	キリス	くト教系	59	233	292
文部科学大臣	諸	教	30	64	94
臣	計		384	626	1,010
	神		7	84,984	84,991
都    道	仏	教 系	11	77,226	77,237
府旧	キリス	くト教系	8	4,145	4,153
知	諸	教	1	15,242	15,243
争		計	27	181,597	181,624
	合	計	411	182,223	182,634
都道府県知事	神 仏 キリス 諸	道 系 教 系 《卜教系 教 計	7 11 8 1	84,984 77,226 4,145 15,242 181,597	84,991 77,237 4,153 15,243 181,624

#### ◆系統別信教者数

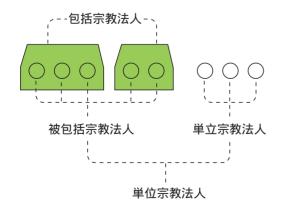




※信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

※文部科学大臣所轄:複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人 都道府県知事所轄:一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

#### ◆宗教法人の種類



#### ●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

- ・被包括宗教法人: 他の宗教法人に包括される法人
- ・単立宗教法人: 他の宗教法人に包括されない法人

## (2) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事務を行っています。

#### 宗教法人の認証事務

宗教法人の設立,規則の変更,合併,任意解散の認証など,宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

#### 宗教法人の管理運営の指導

都道府県の宗務行政に対する指導・助 言,都道府県事務担当者の研修会,宗教法 人のための実務研修会等の実施,手引書や ビデオの作成などを行っています。

また、平成7年に行われた宗教法人法の一部改正により、新たに各法人に義務付けられた事務所備付け書類の写しの提出などについて、周知の徹底に努めています。



宗教法人指導者講習会

#### 宗教関係資料の収集

宗教に関する統計資料の収集や、宗教年 鑑の作成などを行っています。



宗教年鑑等

#### 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が設置されています。



# 平成16年度 我が国の文化行政

平成16年6月 発 行 日

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2丁目5番1号

電話 代表 03(5253)4111 http://www.bunka.go.jp/







障害者OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo